

平成18年3月7日(火曜日)第1回定例会

○出席議員(21名)

1番	新	宮	征	一	議員	2番	佐	藤	毅	議員
3番	鴨	田	俊	廣	議員	4番	椋	津	博	議員
5番	木	村	寿	太	議員	6番	松	田	孝	議員
7番	猪	倉	謙	太	議員	8番	石	川	忠	議員
9番	鈴	倉	賢	也	議員	10番	荒	木	春	議員
11番	柏	倉	信	一	議員	12番	高	橋	勝	議員
13番	高	橋	秀	治	議員	14番	佐	藤	良	議員
15番	佐	藤	暘	子	議員	16番	川	越	孝	議員
17番	内	藤		明	議員	18番	那	須		議員
19番	佐	竹	敬	一	議員	20番	遠	藤	聖	議員
21番	伊	藤	忠	男	議員					

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市	長	荒木恒	助	役
安孫子勝一	収入	役	大谷昭男	教育	委員長
奥山幸助	選挙管理	委員長	佐藤勝義	農業	委員会
那須義行	庶務	課長	鹿間康	企画	調整課
菅野英行	行財政	改革推進	秋場元	財政	課長
三瓶正博	税務	課長	真木憲一	市民	課長
有川洋一	生活	環境課	真浦山邦	土木	課長
柏倉隆夫	都市	計画課	山田敏彦	花・緑・せせらぎ	推進課
佐藤昭男	下水道	課長	木村正之	農林	課長
兼子善男	商工	観光課	尾形清一	地域	振興課
石川忠則	健康	福祉課	鈴木英一	会計	課長
荒川貴久	水道	事業所	兼熊子	病院	事務
芳賀友幸	教	育	熊谷英昭	管理	課長
菊地宏哉	学	校	布施崇一	社会	教育課
石山忠	社会	体育課	鈴木一徳	選挙	管理委員会
安孫子雅美	監	査	宇野健雄	事務	局長
清野健	農業	委員会		監	査
	事務	局長		事	務

○事務局職員出席者

片桐久志	事	務	局	長	安食俊博	局	長	補	佐
月光龍弘	庶	務	主	査	大沼秀彦	局	調	査	係

平成18年3月第1回定例会

議事日程第4号

平成18年3月7日(火)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第1回定例会

午前9時30分開議

平成18年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時30分

○新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第4号によって進めてまいります。

一 般 質 問

○新宮征一議長 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問通告書

平成18年3月7日(火)

(第1回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
8	農業振興について	雪害対策について 新しい残留農薬規制における市の対応 について(ポジティブリスト制につ いて)	3番 鴨 田 俊 廣	市 長
9	商工業振興につ いて	企業誘致と工業団地拡張の見通しにつ いて 伝統産業の継承と育成について		市 長
10	農業振興について	農産物の安全・安心対策について	6番	市 長
11	中心市街地活性化 について	中心市街地活性化センター(フローラ S A G A E)の活性化について	松 田 孝	市 長
12	教育行政について	児童生徒の遠距離通学対策と援助につ いて		教育委員長
13	少子化対策につ いて	国県の補助制度がなく市単独事業とし て実施している少子化支援策の現状と 児童手当支給見直しされる法の改正を 受けての今後の対策について 市内企業との連携を図り育児休業制度 の奨励と啓蒙について	5番 木 村 寿太郎	市 長
14	まちづくり三法の 改正による対策と 影響について	本市においてはどのような対策を考え ているのか、またそれに対する駆け込 み申請等はないのか 木の下土地区画整理事業への影響や、 事前協議はあるのか		市 長
15	市政一般について	アスベスト対策について 公共施設の耐震対策について 議会に説明されたチェリークア・パー ク計画の問題点について 機構改革の問題点について	16番 川 越 孝 男	市 長

鴨田俊廣議員の質問

○新宮征一議長 通告番号8番、9番について、3番鴨田俊廣議員。

〔3番 鴨田俊廣議員 登壇〕

○鴨田俊廣議員 おはようございます。私は、緑政会の一員として、通告番号に従って順次質問をする次第であります。市長の積極的な答弁を期待するものであります。

通告番号8番、農業振興について。その、雪害対策について質問をいたします。

今年の冬は当初からの寒波が続き、根雪も早く、43年ぶりの豪雪となりました。このような寒く長い冬のため、市民生活は大変困難で不便さを強いられる結果となりました。雪おろしの最中や転倒などで多くの方がけがをしたとのことでありました。改めてお見舞いを申し上げます。

さて、この豪雪が原因で農業にも多大な被害が出た模様であります。果樹の枝折れ、桜桃の雨よけハウスの倒壊、園芸施設の破損などがそうであります。2月20日現在県の調査では、県全体で5億7,000万円の被害になるとの結果が出ました。しかし、中山間地の被害をまだ把握する前のことであり、これからもっと被害が増大するとのことでありました。本市の農業被害はどうか、改めて現状をお伺いいたします。

さて、3月に入っても雪解けは思ったほど進んでいないのが現状であります。今後の農作業のおくれが気になってきております。このような状況の中で、県では豪雪被害対策としまして融雪剤や苗木購入の際の助成や、各種被害施設への復旧補助などを決定いたしました。市は、農業被害に対してどのような対策を考えているのかお伺いいたします。

農業は、高齢化がますます進展しております。このような雪害が引き金となって、農業生産の意欲減退、そして離農の加速化が懸念されております。市は、農業、農地維持のため、特に中山間地に配慮しながら意欲減退に対処すべきと考えます。ハード面の対策ばかりでなく、ソフト面の対策もより重要となるものと考えております。市長の見解をお伺いいたします。

続きまして、新しい残留農薬規制、ポジティブリスト制における市の対応についてお伺いいたします。

本年5月29日から施行されるポジティブリスト制とは、食品衛生法の改正に伴い、すべての食品に農薬残留基準が設定され、すべての農薬が規制対象となります。従来残留基準がなかった農薬に対しても国際基準などを参考にして基準値を設定するほか、参考基準がないものについても人の健康を損なう恐れのない量として、0.01ppmという厳しい一律基準を設ける制度であります。これによって国内で流通するすべての食品が対象となり、基準値を超えた食品は販売禁止の措置がとられることとなります。

一方、農家は農薬を使用する際使用基準の遵守義務が求められております。従って、生産現場ではこれら使用基準を確実に守っていれば、残留基準値を超えることはないし、人体への健康被害も発生はしないものとしております。

しかしながら、農家が自分の圃場で登録農薬を使用して使用基準を遵守しても、その農薬が近隣の農家の圃場で栽培されている農薬登録のない作物に付着した場合、一律基準である0.01ppmを超えることも出てくる可能性があります。

本市では、米、果樹を中心として野菜や施設園芸を組み合わせた寒河江型農業が推進され、発展し

てまいりました。その結果、さまざまな種類の作物が混在して栽培されているのが現状であります。果樹にしても同様で、また混植も多いことも事実であります。何種類もの野菜や果樹を隣り合っつくっていけば、農薬の飛散で一律基準である0.01ppmを越すことは十分に考えられることであります。飛散した農薬が原因で出荷停止となれば、隣同士で被害者と加害者になるようなことが出てきます。農家は、この規制の導入前は主として無登録農薬に対して注意を払えばよかったものが導入後は農薬の飛散防止にも配慮しながらの防除作業となってきます。

また、希釈に使用する水は用水からの使用となることが多いものであります。用水の農薬汚染がないことが保証されることも必要であります。昨今農業には大規模化や高齢化の進行に伴い、農薬散布にはスピードスプレーヤー等の大型機械の使用が普通になってきております。

また、水田のヘリコプターによる散布もあります。より広範囲の飛散や散布後の余剰液に対する不注意等もあり、さまざまところで一律基準を侵す要因が出てくるものであります。従いまして、検査機関や消費者からより多くの指摘やクレームの発生が予測され、本市農産物販売に多大な影響が心配されることとなります。

トレーサビリティシステムや、寒河江型農業への一部修正を余儀なくさせるようなこのポジティブリスト制にいち早く対応すべきと考えます。本市農産物のより高度な安全安心のために、市はより積極的に対策に努めるべきと考えます。このようなことから以下の点につきまして市長の見解をお伺いいたします。

大型農機使用時代にあって、完全な飛散防止は不可能と考えます。従って、飛散の影響をできるだけ小さくする手段として、隣地との境に飛散防止ネットを張るか、生産物に防御ネットを張るかの二つの方法が考えられております。目に見えにくいものへの対策という負担に対して、できるだけ軽減するという行政の支援も必要と考えます。飛散防止・防御ネットに対する市の助成の有無について、まずはお伺いいたします。

2点目は、水質保全のための大小用水路の農薬濃度の水質検査の実行について。

3点目は、市報や市のホームページ上でのポジティブリスト制の周知とこの規制の施行後に關しての本市農産物の安全安心のPRについて。

4点目には、ポジティブリスト制の施行後の寒河江型農業への影響についての調査検討と今後の寒河江型農業のデザインや展望について、以上お伺いいたします。

続きまして、通告番号9番の商工業の振興について質問をいたします。企業誘致と工業団地拡張の見通しについてであります。

長らく低迷してきた東北の景気も、最近になりようやく明るさが見えてきたと言われるようになりました。しかしながら、本県、本市にとりまして、その実感はもう一つというのが実態ではなかろうかと思われま。

現在本市では、第5次振興計画と行財政改革大綱ができ上がり、来年度から実行に移ります。その中で、活力ある本市の実現に向けて企業誘致は必須のものとの考えが有ります。地域経済の活性化と新たな産業の創出を目指し、県の超精密技術集積特区の区域指定等の有利性を発揮し、これら関連の企業誘致に大いに努力すべきと思っております。

ところで、今年1月からトヨタ自動車系列の関東自動車工業の岩手工場が本格稼働に移ったとの報道がありました。このような経済環境の中で、本県では自動車等の輸送関連の企業育成と誘致に前向きに取り組むという意向を示しております。本市の工業団地にも数社の輸送機器関連の企業がありま

す。本県の意向に沿いながら、さらなる輸送機器関連企業や先端加工技術企業の誘致、集積ができるのではないかと考えているところでもあります。このような情勢の中、本市の企業誘致に関して、最近の動向はどのようになっているのかお伺いいたします。

また、現在誘致している中央工業団地の分譲面積は残り少なくなってまいりました。平成18年度には新たな拡張計画が実施の予定であります。その見通しなど、どのようになっているのかお伺いいたします。

最後になりますが、伝統産業の継承と育成について質問をいたします。

第5次振興計画の中に、伝統的な地場産業と農産物による新しい事業等を積極的に応援する必要があるとしております。私は、これを推進するには伝統産業の技術や技能が正確に継承されることが大切だと思っております。しかし、継承の現実には厳しいものがあるようでございます。本市には伝統技術はたくさんあるものと考えますが、ここではわら草履やわらじづくり技術の継承や育成について、市はどのように考えているのか、またどうすべきとされているのか伺っていきたく思います。

本市の伝統的地場産業に草履産業があります。草履は、舞台や祭りなどで時として必ず用いられるものであります。まだまだ必要とされるものであります。生産高は必ずしも大きいものではないということでもあります。そのため生産の集約が進み、今では本市の生産高が全国の85パーセントにもなるとのことです。草履は、みこし祭りなどに使用される一般的なものと、歌舞伎や時代劇などに使用される伝統工芸的なものに分類されます。わらじは、ほとんど伝統工芸的なものに分類できると思います。本市の伝統的な草履、わらじづくりの技術は、各種演芸、そしてテレビ、映画などの時代劇の履き物の要求を満たしております。現在放映中のNHK大河ドラマ「功名が辻」の小道具の草履やわらじもさまざまな時代的要求やデザインを満たし、つくられたものであると聞いております。

ところで、2001年能楽が世界文化無形遺産に選出されました。2003年には文楽が、そして2005年には歌舞伎が選出されました。このためこれからは国がその保護の責務を負うこととなりました。これら三つの世界文化無形遺産の履き物もそれぞれの特徴的部分で本市の技術が必要とされ、生産品が使用されております。このように本市の草履技術は日本文化、そして世界遺産を下支えしているのであります。

しかしながら、祭りなどで使用される一般的で大量生産される草履の製造技術は継承されるということではありますが、わら草履やわらじの作製技術は間もなく絶えるのではないかと心配があります。技術を保有する職人の高齢化のためであります。現在職人は3人で、最高齢は99歳であるとのことです。伝統的生産物であるわら草履やわらじは本市の技術で成り立っているものであります。市は、この伝統技術を保存する責務があるものと考えます。わら草履やわらじづくりの技術の継承、育成について、市ではどのように考え、どうすべきとされているのか、改めてお伺いいたします。

私は、この質問においてわら草履、わらじの製造技術についてのみ取り組んできましたが、市では他の伝統技術についても継承、育成について考慮をすべきと考えます。このような観点から、市は本市の伝統的地場産業を包括した支援センター的なものをつくるべきと思うが、市長の見解を伺って第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 まず、お答えします。

雪害の被害の方から申しあげます。

昨年12月から今年1月にかけての大雪によりまして、市内においてはリンゴ、さくらんぼ、ブドウなどの果樹の枝折れやさくらんぼの雨よけハウスや野菜ハウスなどの農業用施設の損壊等の被害が多く発生しております。2月24日現在の被害状況でございますが、市内全域にわたる各樹種の枝折れをはじめ、さくらんぼの雨よけハウスの倒壊が14棟で99アール、さくらんぼの加温ハウスの半壊が2棟で6アール、ブドウ無加温ハウスの半壊が1棟で15アール、ブドウ棚の半壊が30アール、野菜ハウスの半壊が9棟で22アール、花卉ハウスの全壊が2棟で3アール、水稻育苗ハウスの全壊が1棟で1.7アールなどとなっております。被害面積は176.7アールで、被害金額は資材購入経費として推定では2,208万5千円となっております。

それで、支援策になるわけでございますが、さがえ西村山豪雪対策本部から要望があった樹園地の枝折れ防止等を図るための幹線農道除雪について、1月4日付けの補正で緊急に100万円の予算を組み、農道維持管理団体等が実施する幹線農道の除雪に要する経費の30パーセント相当分を市が補助することといたしまして、1月13日から2月20日までの期間に行う農道の除雪を支援いたしました。その結果、19カ所で総延長約46キロメートルの農道を除雪することができました。

また、県は2月補正を行い、融雪剤の共同購入費に対する補助と3月中に定植する必要がある園芸用ハウスの復旧経費に対する補助につきまして、市町村が補助する場合支援することになっております。具体的に申しあげますと、融雪剤補助としまして市が10アール当たり3袋につき12分の1以上を補助する場合、県が4分の1を補助しまして、園芸用ハウスにつきましては復旧資材について市が10アール当たり6分の1以上を補助する場合には、県が24万円を限度に6分の2の補助を行うことになっております。

さらに、県では新年度予算でさくらんぼの雨よけハウスなどの復旧に要する資材購入費や果樹の補植に要する苗木購入費の補助などに充当するための予算を計上しておりますので、本市におきましても被害状況を見きわめ、予算措置を踏まえながら一体的な支援について検討してまいりたいと考えております。

次に、ポジティブリスト制度についての残留農薬規制制度についてでございます。

これまで国では、厚生労働省が食品衛生法において250農薬と33動物医薬品等について残留基準を設定いたしまして、残留基準を超える農産物は食品衛生法により販売禁止などの措置がとられ、農産物の安全が確保されてきました。

しかし、国際的に使用が認められている農薬の数は約700以上あり、残留農薬基準が設定されていない農薬については、幾ら残留があっても規制できず、食の安全確保上大きな課題となっていました。こうしたことから厚生労働省では、食品衛生法を改正し、残留農薬基準が設定されていない農薬等が一定量、この一定量というのは人の健康を損なう恐れのない量、いわゆる一律基準の0.01ppm、御指摘のとおりでございますが、それを超えて残留する食品の流通を原則禁止するポジティブリスト制度を、平成18年5月29日から施行することになったのでございまして、御案内のとおりでございます。

この制度への対応については、まず農薬使用基準を守ることが大切でございまして、農薬のラベルの記載事項を確認し、適用作物、それから使用量または濃度、使用時期、総使用回数などを遵守していく必要があります。また、散布時は散布する薬剤が周りの圃場に飛散し、他の農作物にかかることのないよう、これまで以上に細心の注意を払うとともに、自分だけの注意で防げない部分があることから、地域や隣の耕作者と一体となって、農薬飛散防止のための協調体制を整えるなどの対策が必要となってくるわけでございます。

さらに、日ごろから農薬の管理というものを徹底し、使用した機械などは洗浄を行い、散布記録を必ず残すなど、農薬の取り扱いには十分な注意が必要となります。

そこで、具体的な対策といたしましては、飛散防止ネットへの助成を検討できないかと、そういう質問でございましたが、風のないときを選んでの散布、作物の近くからの散布、スピードスプレーヤーでの散布は過大な風量を避けて、樹体に到達する程度に調節、散布水量の適切な管理、適切なノズルへの切りかえなどのさまざまな飛散防止対策を講じることが基本と考えております。その上で飛散防止ネット購入助成について強い要望があれば、市としての助成は非常に厳しいこととございますし、勉強させていただきますが、国や県に対して働きかけてまいりたいと考えております。

次に、用水路の水質検査についてでございますが、現実的な対応は非常に厳しく、薬剤散布に使用する水については、排水のまじらない用水路からの取水を徹底いたしまして、散布する際も用水へ流れ出さないようにするとともに、容器などの洗浄水についても園地内で処置するなど、十分に注意していただくことがまずは大事なことでと考えております。

次に、市報やホームページを利用したPRでございますが、市におきましては市報での広報はもちろんのこと、JAとの連携によりJA機関紙「あぐりん」などへの掲載とともに、農作物の各部会においても引き続き指導の徹底を図ってまいりたいと考えております。

それから、ポジティブリスト制度施行後の寒河江型農業のあり方の研究、検討についての御質問がありました。

米や果樹を中心に、施設園芸を組み合わせた寒河江型農業が発展してきた現在、本市では農作物の混在や混植が多く見られる実態にございます。こうした中では今回のポジティブリスト制度が導入された後は、農薬の飛散防止にかなり神経質にならざるを得ません。

そこで、将来的には、田、畑、樹園地など、農地形状の問題はありますが、同一作物の団地化などが推進されれば、農薬飛散の問題も一定程度改善される部分があるかと考えております。今後各地区において設立され、あるいはされた農用地利用改善組合での話し合いをもとに、地域内における同一作物の団地化の推進と共同防除体制を検討していくことが大切であると考えております。

次に、商工業振興についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、企業誘致の最近の動向でございますが、平成15年4月に山形県が精密加工分野において高いレベルの技術を有する企業の集積を図るため、超精密技術集積特区の認定を受け、本市もこの特区の区域に含まれております。

また、昨年11月には、山形、岩手の両県知事がトヨタ自動車の東北での自動車増産に合わせ、山形、岩手、宮城、3県が連携して関連産業の育成に取り組むことを表明しております。これらの影響もあってか、本市の工業団地におきましても昨年来、自動車産業の好況さを反映いたしまして、自動車関連の引き合いがございました。既に自動車部品製造の株式会社フジミが新規に立地しました。また、テ

ーピ工業株式会社におきましても工場の増設が行われております。ほかにも自動車関連の企業が設備投資を行っております。

精密関連では、超小型レンズや薄型テレビのプラズマディスプレイなどの影響を受けて増設されている企業も複数あります。

次に、工業団地の拡張計画でございますが、現在約152ヘクタールの工業団地のうち、分譲可能な区画は国道287号に隣接する2区画、約7.2ヘクタールでございます。分譲率としましては95パーセントとなっております。この2区画についても数社に対し積極的な誘致活動を行っており、感触はよいと思っております。現在の工業団地が完売いたしますと、新たな工業用地の需要にこたえる分譲地がない状況となってきます。

こうしたことから、テーピ工業の南西約22ヘクタールを工業団地として拡張する計画でございます。この計画地につきましては、大部分が農業振興地域の農用地区域でございます。従いまして、本年度竣工した国営寒河江川下流かんがい排水事業の受益地になっております。現在、国等と国営事業の受益地からの除外について内部協議を進めておるところでございます。

また、本市が定めている農用地区域からの除外を行わなければなりません。このため、都市計画の用途地域の中の工業専用地域に指定する予定でございます。用途地域の指定の後に、土地開発公社による事業が着手されるものでございます。すべての手続きが順調に進めば、平成19年度から用地買収ができることとなりますが、前回の工業団地拡張時と同様に一括した買収は行わない予定でございます。企業の進出動向を踏まえ、企業の意向に合わせた買収、造成を行ういわゆる寒河江のオーダーメイド方式で行うよう、土地開発公社に申しあげることにしております。

次には、伝統産業の継承と育成ということでのお尋ねがございました。

本市の地場産業としましては、食品、繊維などの産業がありまして、今日まで本市の基軸産業として地域の雇用、経済を支えていただいております。今後ともますますの発展を期待しております。

御質問の草履産業の継承でございますが、かつて日本の草履表は大和表の奈良県、それから伊勢表の三重県、遠州表の静岡県、最上表の山形県が4大産地となっております。山形県の最上表は、寒河江・河北町が主な産地となっております。特に豊国の稲わらを原料にした草履表は全国の6割を生産するなど、農家の副業として現金収入を支え、当地方の経済を担ってまいりました。

昭和30年代に入りまして、ゴム草履が出現し、たちまち普及したことによりまして、草履産業は衰退の一途をたどり、ほとんどの草履製造業者はスリッパ業へ転業する中で、今日草履の製造販売を続けているのは本市の業者1社だけとなっております。御質問にありましたように、草履やわらじのほとんどのシェアを占めるとともに、伝統芸能や時代劇の履き物の需要を支えているところでございます。稲わら草履をつくるためには、材料となる稲わらの確保が必須でございますが、現在のコンバインによる収穫を基本とする稲作においては、丈の長い稲わらを手作業で確保することは無理であるため、草履の主材料はトウモロコシや竹皮を余儀なくされております。

こうした中で、市内の酒造業者が酒造好適米として豊国を復活させました。当地方は銘醸地とされており、その背景にこの豊国の存在と、寒河江川の清流があったと言われております。草履表づくりには最適の品種であり、そして酒造好適米であるこの品種が復活したことで、草履製造業の方の伝統の稲わら草履を何とか残したいという思いを市が酒造会社に伝えまして、これに耕作者の方々や商工

会、JAなどが加わって、平成15年に豊国活用研究会が立ち上げられ、稲わら草履を復活させる活動が始まったところでございます。

ただ、産業として成り立っていくためには、材料となる稲わらの安定確保、草履をつくる人の確保や育成が検討課題となっております。研究会では3年計画でこれらの課題解決に向けて活動中ですが、事業継続に大きな期待を寄せているところであります。農業、酒造業、草履産業の異業種間の結びつきによる豊国草履の復活と、農業と温泉の結びつきによるバラ風呂などは、異業種の融合化による新たな成果として、今後の産業活性化の一つのあり方を示すものと考えております。

次に、他の産業もあわせた地場産業センター構想も視野に入れるべきとの話もございました。

このことにつきましては、第5次振興計画において本市の伝統的な地場産業とすぐれた農産物を生かし、技術や商品、サービスの創出を促進していくことを掲げております。伝統的な地場産業の発展のためには、それを支える技術、技能の継承が大切でございます。草履やわらじづくりにおいては、作製者の高齢化が進んでおりまして、後継者の確保と育成が課題となっております。このことから草履をつくる人の発掘や、草履づくりの技術を伝える講習会の開催、あるいは草履の展示会の開催などに取り組みながら、づくり手を確保していくことが考えられますが、本市としましてもこれらの取り組みを支援してまいりたいと思っております。

以上です。

○新宮征一議長 鴨田俊廣議員。

○鴨田俊廣議員 丁寧なる答弁ありがとうございました。

最初の雪害対策ですか、これきのう質問がございました石川議員と椋津議員の後を受けての質問でございました。私、農業面ということで質問をさせていただいたところでした。現在、市でも頑張っ
て対策に取り組んでおられるようでございます。ひとつ農業意欲が減退しないように一層の配慮、支
援をお願いしたいと要望しておきます。

次に、ポジティブリスト制でございますけども、自分だけでこれは防げないということでございま
す。従って、どうしても飛散防止対策が必要かと。ただ、先ほど言ったように気象条件とか、そうい
うふうな大型機械で、なかなか防止ネットだけでは難しいのではないかとというふうなことがあります
ので、これからのことでございますんで、十分ひとつ検討しながら支援をできるような方向でお願い
したいなと思っております。

ただ、ここで一番問題なのが無農薬栽培だということで売り出している農産物でござい
ます。食用菊やツルムラサキ、ブルーベリーなどがあります。空散か何かで飛散する薬剤がちょっとでもかかれ
ばアウトになるということがございます。現実に食用菊などは、そういうことになった経験がござ
いますので、こういうことにもひとつ配慮をお願いしたいと、このように思っておるところでございま
す。農薬が、すべてが悪いというふうな風潮は私は納得できないということもあります。我々食べて
いる農作物は、左に農薬があつて、右に改良があると、そういうふうな両輪でやってきたものでござ
いますので、農業がやりづらくならないように、ひとつPR等お願いをしたいなと思っておるところ
でございます。この辺の、市長、考え方ありましたらひとつお願いをしたいと思います。

余り時間ありませんので、先に進みますけども、企業誘致に関してでございます。工業団地、市
長の思惑どおり企業誘致がなっているのかなと、このように思っているところでございます。第1次、
第2次、今第3次の団地だそうでございますけども、間もなく第3次まで完売するのではないかと、
こう喜んでいるところでございますけども、工業団地を造成するに当たり、これが本市の財政にどの
ように寄与するのかなと、ちょっと担当各課に聞いたことがございます。税収がどの程度上がるかな
ということでございますけども、なかなか計算が複雑で一概に出せないということでございます。

だけれども、普通の会社だったならば、何かこういう造成するときに、10年間ぐらいの計画で損益
を計画するわけですよ。過去幾ら前からとって、1次、2次、3次の造成をやってきたという
ことで、それなりの経済効果とか、費用対効果とか、ちょっとわかりそうな気がしないでもないんで
ございます。現在わからないというならば、今度第4次造成するわけでございますけども、その辺の
費用対効果、市税への効果のある程度できるような計算方法の研究などをひとつお願いしたいと思
っているところでございます。市長、何かありましたら、その点に見解をお伺いしたいと思いま
す。

それから、草履産業のことでございます。豊国研究会今発展中で、その中で伝統技術、とにかくわ
ら草履、わらじなどの技能、技術を伝える研究もやっているということでございます。大いに期待し
たいところでございますけども、何せ伝統的なわら草履とかわらじとかというつくる人は3人だけし
かない。筆頭が99歳、86歳、78歳だそうでございます。99歳でまだ現役でございますので、78歳
の方はまだまだできるのかなとは思っておりますけども、後継者は何百人とは必要でございませ
ん。ほ

んの何人かで結構でございますけども、より若い人をひとつ発掘していただきたいと思っております。

その草履づくりの1社でございますけども、その中では汎用的なものをつくっているわけです。そういうふうな伝統的なものはとてもとても回らないということで、うちの敷地の中にも工房があれば、大いに協力したいというふうな考えもありますので、ひとつ参考にしながら、その技術を、技能を伝えられるような方法でやっていただきたいなと思っているところでございます。

世界遺産のことでございますけども、一応国でそういう技術は面倒見る、技能は面倒見るということで、その下支えとなるわらじ技術を市で面倒見るというような違いも必要かと、そのように思ったところでした。市長のその辺の見解あれば伺って、第2問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 まず、ポジティブリストの問題でございますけれども、自分が散布しなかったと思っております。いつの間にか市場に出して検査を受けたところが不適合になったと、こういうことが出てくる場合もあるのかなと、こう思っております。

ですから、先ほど答弁申しあげたように、いわゆる団地化してといいますか、すみ分けして、こちらに消毒したものがかからないようなと、こういうことを考えると、あるいは今度は共同作業でやるとか、こういう方法をとって、お互い迷惑のかからないような消毒のやり方を地元で地域で交流をしていただいて、安全、安心な農産物をつくってもらおうと、こういうことをやっていただきたいものだと思っております。

地域内の農業、今地域集落農業ということで、いろいろ議論されておりますけれども、そういう面との絡み合いというようなものもあるわけでございますから、そういう方向で十分農薬の使用ということにつきましても、そういう分野にも入って検討していただければと、このように思っております。

それから、工場誘致の効果、いろいろこれは多方面にあると思っております。税収の面からいえば固定資産税が上がるのが一つでございますし、あるいはまた雇用が図られるということで市民税ということ、あるいは法人税ということに絡んでくるわけでございますし、そしてまた寒河江の工業団地に勤めてくださる。それが遠くからということじゃなくて、やはり地元寒河江に定住していくと、こういう効果があるわけでございますし、あるいは地元のこれまでの企業、いわゆる物流とか、あるいはその他の産業ということの関連企業をなお伸ばしていくと、発展させるという効果も出てきかと思っておりますし、またやっぱりほかから入ってきた企業の方も当然いらっしゃるわけでございますから、そういうことでの物的交流のみならず人的な交流ということになりますと、おのずからそこが宿泊を伴うとか、あるいは観光産業等に結びつくと、こういうことになりまして、数えられない、目に見えないような効果というものを及ぼしているだろうと私は思っております。

実際、寒河江の元気というようなものもそういう工業団地が盛んになったということが大きな要因の一つであろうかなと、このように思っております。これからもそれに十分留意して企業の誘致、進出が可能になるように努めてまいりたいなと、このように思っております。

それから、草履表を例に出してのお話でございますけれども、やはり異業種間の交流ということで、新しい産業を興すということが私は必要だなと、こう思って、今回の草履表、それから農業、それから醸造と、こういう3者の結合というものを考えて、そして研究会というのが発足しておるわけでございますけれども、こういう異業種間の交流、連携によるところの新しい産業というものは、そのほかにもいろいろ私は、ここで申しあげませんが、考えられるものだろうと、このように思っております。

そういうことで、これからの新しい産業というものを興していくということが、私は求められるのじゃなかろうかなと。ただ単に異業種間の交流とか言っていないで、具体的なもの一つ一つをつくり上げて、またそれにかかわる人の育成ということも十分力を入れてまいるのが私たちの、あるいは商工観光関係の方々との提携によってやっていきたいと、このように思っております。

以上です。

○新宮征一議長 鴨田俊廣議員。

○鴨田俊廣議員 ありがとうございます。さまざまに寒河江の活性化のためにやれることはいろんなことをやって、そしてより豊かな寒河江ということで、市長にはお願いしたいと思っております。

最後に、なぜ伝統産業が私は保存に必要なのかなと、こう思っているわけは、あれは新聞に物づくりということで記事が出たところでした。自動車産業のメッカである静岡、愛知、あと三重ですか、横の流れでして、縦のあれは愛知と岐阜と富山ですか。今現在の一番栄えている物づくりの地帯だそうでございます。

新しい自動車産業、ロボット産業があるわけで、そこに何があるかという、カラクリ人形がある。カラクリ人形で、技術的に1工程に2回するところ1工程に4回もできるような構造もあると、その返答を与えてくれたと。我々が今現在忘れていた、忘れられた、そういう技術がそこに埋もれているんだそうでございます。従いまして、たかだかわらじづくりとか、草履づくりでしょうけども、その技術の中にひょっとしたらこれらに通じる技術があるんじゃないかなと、また寒河江の中にそういうふうなものを発見できる伝統的技術があるんじゃないのかなと、このように思ったところでした。

従って、そういうふうな包括的な伝統の支援センターみたいなものがあつたらいいなということで提案したところでした。ひとつこれそういうふうな愛知、岐阜あたりに倣って、ここも物づくりの盛んな場所に位置づけられるようなまち寒河江、そういうような地区になってほしいという思いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。市長、何かありましたらお願いします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 そういう有形の物づくり、あるいは無形文化財のものを育成するということは非常に大切なことでございますし、難しいことだなと、こう思います。

それをすぐ、そういうセンターづくり、箱物づくりと、こういうことに結びつけることは、現行非常に厳しくなっておりますから、やはりあらゆる場所を利用して、市内だってそういう場所ないわけじゃありませんから、そういう場所を活用して、そしてその中でこれこれの伝統工芸、伝統産物あるいは無形の技能というようなものを生かしていくということは非常に大切なことでございますし、これがやっぱり地域文化をはぐくむことになりまして、あるいは地域産業を発展するものになると思いますので、そういうソフト的なものでの活動というものをこれからも、1問でも申しあげましたけれども、その方向で取り組んでまいりたいと思っています。

松田 孝議員の質問

○新宮征一議長 通告番号10番、11番、12番について、6番松田 孝議員。

〔6番 松田 孝議員 登壇〕

○松田 孝議員 おはようございます。私は、日本共産党と通告した内容に深い関心を寄せている多くの市民を代表して、市長並びに教育委員長に質問いたします。

最初に、通告番号10番、寒河江市の農業振興にかかわる農産物の安全安心対策について市長の考え方を伺います。

農業の後継者不足に加え、家族型農業が国の施策で破壊され続けており、農地の管理放棄が急速に増加したことで、農業を営む環境が日々深刻化しています。この社会的条件が変化したことで、農家は大型機械導入や農薬の空中散布をはじめ、肥料、農薬はできるだけ効果と持続性を兼ね備えた商品を求めてきています。

そのために、西村山地域ではありませんでしたが、発がん性があるために販売が禁止されているにもかかわらず、無登録農薬を購入し、使用する例などもあり、加えて輸入野菜に高濃度の農薬残留が確認されるなど、食の安全性を揺るがす問題や農産物の偽装表示などが次々と起きています。消費者はだれを信頼し、何を食べてらいいのか。食の安全や表示に対する消費者の不信感や怒りは頂点に達していると言っても過言ではありません。

このような現状を考える緊急な対策として、間もなくポジティブリスト制度が施行されることになりましたが、市長は市政運営の要旨の中で、安全防除指導や安全確認の徹底、広報宣伝活動など、安全安心な農産物産地として取り組みを継続していくと述べています。しかし、ポジティブリスト制度は、あらゆる食品に対して残留農薬の基準設定であり、行政は危機意識を持ってこれらに対処すべきであります。

そこで伺いますが、農産物の防除暦の統一と出荷前の残留農薬の事前分析で、集団構成員の5パーセントを目安に検査となっていますが、さらに安全なものを出荷するために、分析の強化策も検討すべきと考えます。また、直接販売、直売所へのお荷の事前分析の指導は、どのように取り組むのかお伺いいたします。

次に、寒河江型農業は使用する農薬成分数を減らし、環境に優しい農産物の安定生産と安全安心、それに健康をキーワードにした農産物の産地化を目指すべきです。これまでもJAを中心として減農薬の取り組みも行われていますが、新たな目標を定め、減農薬推進計画を策定し、農家自身ができるだけ農薬を抑える方向に施策を転換していくべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、17年度産米出荷の等級内訳実績、2月2日現在のJA資料によると、西村山全体で1等米の比率は80.2パーセントで、前年度比9.7パーセントも品質が低下しています。この主な原因は、異常に発生したカメムシによる品質低下であります。これらの要因は、コスト削減を図る目的から航空防除に依存し、地域別の適期防除、適正農薬への指導の悪さを指摘する声もあります。

また、規模拡大と複合経営などで管理不足、それに耕地の管理放棄により病害虫の発生を増加させてきたことにあります。今後生産農家は伝染源をなくすこと、病害虫発生で過剰防除とならないように対策が必要です。対策として、病害虫、雑草の発生増加を抑えるための適切な手段とルールをつく

り、周知させること。また、総合的病害虫、雑草管理の実践となるIPM手法を取り入れ、指導に当たるべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、通告番号11番、中心市街地活性化センター、フローラSAGAEの活用について。

中心商店街の空洞化が言われて久しく、郊外の大型店に奪われてしまった買い物客を取り戻すために、寒河江市としてさまざまな対策を講じてきました。その一つとして、市は平成12年度に国の補助制度を活用し、寒河江ショッピングセンター（PAO2丁目）の空きビルを購入しました。その直後にショッピングセンターの活用策が検討され、設計を依頼し、間仕切りや改装工事を行い、中心市街地活性化センター、フローラSAGAEとして再生し、行政自ら中心市街地での商工部門の活性化を図る目的でリードしてきました。同ビルの再生から5年が経過し、その原点に戻って、同ビルが中心市街地の活性化に役立つ内容になっているのか、利用者の声を踏まえて改めて検討し、さらににぎわいとなるよう機能の充実を図るべきと考えます。

一つに、市の本町駐車場は、同施設利用者にとってふだんでも駐車スペースが少ないなどの苦情も多く、加えて冬期間は除雪が徹底されないために、さらに駐車スペースが減少し、買い物客が引き返すこともしばしば見受けられます。今年度の教訓を踏まえ、来年度以降の除雪、排雪の対応について伺います。

さらに、車の接触などの事故防止のために、駐車場敷地のライン整備を実施すべきと考えますが、これらの対策についてどう取り組むかお伺いいたします。

次に、芸術文化活動の発展のために設けられた交流促進施設について。

交流促進施設は、絵画、書道、趣味のサークルなど、団体から個人の文化活動での作品を展示する会場として活用されてきました。さらに充実を図るために、芸術文化活動で市民が運営、準備にどんな障害があるか、また展示品を鑑賞するには問題はないかなど、関係者の意見をくみ取り、文化活動の環境を整えていくべきです。課題としてギャラリーホールの照明の不備で、作品が大変見えにくいことが関係者から指摘をされています。展示物の形状、色を正しく本来の姿で鑑賞できるように、照明機器機能の充実。

2点目、現在イベント広場などで使用する展示パネルは、多目的に利用するに会場設営の負担や作品の大型化で不安定、また高さが低いために鑑賞しづらいなどの意見もあります。対策として間仕切りも可能なスライド式大型展示パネルの新設、さらに落ちついた雰囲気にするためにBGMなどの活用も含め、検討すべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、現在ギャラリー室の展示更新は年2回程度となっているために、鑑賞する方も少なく、新たに企画を検討すべき時期に来ていると考えます。対応として、市が所有している美術品等を活用し、企画展を定期に開催するなどの取り組み、そのために美術品の収蔵庫を同ビルに備え、展示しやすい環境を整えていくべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

通告番号12番、児童生徒の遠距離通学対策と援助について。

この問題は、平成11年6月議会でも取り上げています。現在通学のために路線バス利用児童数は、白岩小学校で25名、中部小学校4名で、田代9名、幸生7名は、陵西中学校へ無料でスクールバス通学となっています。これらの利用の経過はそれぞれありますが、問題は路線バス利用の父母負担の軽減対策です。利用地域の通学路は、道路として随一の幹線道路のみで交通量も多いこと。歩道は狭く、冬期間は除雪も行われず、バス通学を余儀なくされている状況であります。義務教育であるにもかか

ならず、バス代が年間4万円前後の負担となることで、父兄から負担の軽減対策を講じてほしいとの声が上がっております。

これらの対策として、他市町村は国の補助事業を活用するなど、さらにバス通学児童定期代金等助成交付要綱を独自に設け、保護者負担の軽減に努めています。その理由は、義務教育において交通機関を利用しなければ通学が困難な場合、他の児童との公平性を保つため、行政が児童生徒の通学の確保を図る必要があるとして対策を講じています。このような実態を踏まえ、寒河江市として通学距離が満たないから、国の補助が受けられないからなどの理由で一方向的に拒否、放置せずに対策を検討すべきです。

そこで、伺いますが、義務教育の中で過重負担となっているバス定期代をどのように軽減を図っていくのか、具体的な対策について教育委員長に見解を伺いたいと思います。

次に、児童の低学年の通学対策について伺います。

小規模小学校では急速な少子化が進み、これまで行われてきた縦割りの集団登下校が困難な地域や、町会によっては単身で2キロも通学する児童も出てきています。そのため家族は交通事故や、冬期間などはなだれや屋根からの雪の落下などの災害に巻き込まれるなどの不安を抱えています。このような状況の中で、路線バス通学や父母の自家用車での送迎などを検討している方もいます。これらの対応と今後の取り組みをどうするのか伺いたいと思います。

また、児童の登下校はどこまで自由選択が可能なのか、これについて見解を伺い、第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず最初に、農産物の防除暦等々についての問題でございます。

農産物の安全安心対策につきましては、関係団体等が一体となって農産物の安全性を確保するため、農薬の適正使用、栽培履歴の記帳、それから出荷前の残留農薬分析といった対策に産地を挙げて取り組んできたところでございます。

また、安全安心米、直播栽培、エコファーマー、堆肥による土づくりと化学肥料、化学合成農薬の低減を一体的に行う農業者のことでございますが、エコファーマーへの取り組みを推進いたしまして、環境保全型の農業に取り組んでいるところでございます。しかし、農作物の栽培においては、すべて無農薬、減農薬栽培とはいかないのが現実でございます。農薬の使用については安全性の確保や適正使用に十分留意していただき、農薬使用の低減に努めているところであります。

御質問の主な農産物の病害虫の防除については、少量でより高い効果が得られる散布適期や使用農薬の調整を図るため、1市4町、JA、西村山農業技術普及課によるさがえ西村山農産物安全安心対策推進会議、それからJAの水稻部会、果樹振興協会、野菜振興協会等が一体となって、標準防除暦を作成し、農薬等の適正使用を推進しているところでございます。御案内かと思えます。特に18年度から御指摘のポジティブリスト制度が導入されることから、その制度について周知を図るために、その内容を記載し、防除暦についても内容の見直しを行い、農家に配布し、PRを図るとともに、また主な農産物についての事前分析についても、品目ごとに出荷組織や出荷団体が出荷前にサンプル検査を行い、平成17年度から制度化されたやまがた農産物安全・安心取組認証制度というものを受けまして、安全性の確保に努めるよう指導しているところでございます。

また、個人的に直売所に出荷している農産物の指導でございますが、にしむらやま直売組織連絡協議会というものがございまして、これらと連携を図りながら、事前検査を受けているところでございます。市場に出荷している農産物につきましては、市場ごとに集団を形成し、事前検査を行っているところでございます。

次に、新たに目標を定める減農薬推進計画を策定し、農家自身ができるだけ農薬を抑える方向に施策を転換していくべきじゃないかという御意見が述べられました。これまで減農薬及び環境保全型の農業の推進については、国、県の施策として実施されてきており、本市におきましても関係団体と連携を図りながら、施策のPRや推進に努めてきたところであります。

具体的な取り組みといたしましては、寒河江市水田農業ビジョンにおいてトレーサビリティシステムの構築と、減農薬米のための土づくり安心米の生産拡大を目指しておりまして、さらに果樹、野菜等の施設栽培におきましては、エコファーマーの育成によりまして、一層消費者ニーズにかなった安全安心な農作物の生産を目指しております。今後も関係機関及び生産団体と連携をしながら、適正な農薬の使用と減農薬の環境保全型農業への取り組みをさらに推進してまいりたいと考えておりますので、現在のところ新たな減農薬推進計画の策定というものは考えてはおりません。

それから、航空防除依存などによると思われるところのカメムシの異常発生と、そして耕作放棄地や管理放棄園地からの病害虫発生の対策についてでございます。

一つ目が、農地の管理を放棄する場合、周辺に被害と迷惑をかけないルールを策定し、周知させることについてでございますが、カメムシの異常発生は管理が行われていない農道や畦畔などが発生源と考えられることから、カメムシの防除対策としましては、農道、畦畔等の草刈りの徹底により生息場所をなくすことや、それから農薬散布による一斉防除が効果的とされており、やまがたこだわり安心米推進運動村山地域実践本部では、数回にわたる生息調査を実施し、稲作だよりなどで情報を随時提供しながら、一斉草刈りウィークの設定や地域ぐるみの防除を呼びかけしているところでございます。

また、耕作放棄地の解消についても病虫害予防に大きな効果があるものと考えられますので、現在各地区に立ち上げようとしている、または立ち上げた農用地利用改善組合の十分な話し合いをもとに、耕作放棄地が出ないように農用地の利用集積を地域ぐるみで図っていくことが大切だと考えております。このため地域ぐるみでの話し合いの中で、耕作放棄地を出さない方策を講じていくことがまずは大事であると考えております。

それから、総合的病虫害、雑草管理、いわゆるIPM手法を取り入れ、実践できるよう指導に当たるべきということもございますが、御指摘のように天敵に優しい殺虫剤や殺菌剤を使いながら、害虫の天敵である寄生蜂などの有用昆虫を温存し、作物の品質、収量を安定させる総合防除、いわゆるIPMの手法、それから病虫害の発生しにくい栽培体系や圃場条件、在来天敵が活動しやすい圃場環境づくりなどを展開していくことも、これからの減農薬による安全安心な農産物の生産に向けた課題の一つであると考えております。今後関係団体及び地域と連携しながら、体制づくりについて詰めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、中心市街地活性化センター、フローラの活性化について御質問がございました。

まず、本町駐車場の排雪の問題でございますが、除雪の回数が増えれば、当然駐車場の一角に押し当たったところの雪の量もふえて、駐車スペースが少なくなることから、雪の状況、雪のたまりぐあいを見ながら、1月12日に本町駐車場と駅前3カ所の駐車場の排雪を行い、駐車スペースを確保してきたところでございます。

なお、市の施設としましては、市役所、文化センター、図書館、病院にも駐車場がありますが、お客様の駐車スペースを確保するため、本町駐車場と駅前駐車場のみの排雪を行ったところでございます。

次に、駐車場ライン整備につきましては、平成18年度に整備を行うべく18年度の予算に計上しているところでございます。

それから、フローラ3階のフロアの利活用に関する御質問がありました。

まず、ギャラリーホールの照明のことについての御質問でございますが、このギャラリーホールは、ガラスの展示ケースとパネルを設置する展示フロアからなっていますが、特にガラスの展示ケースは、作品に対するとおりの盗難や損傷から守るために設置したものであり、また展示フロアには横引きパイプシャッターを設置いたしまして、閉館後の盗難等への対策を講じております。このガラスの展示ケースに展示フロアの天井照明と隣接するイベント広場の天井照明が反射して、ガラスケース内の展示作品が見にくい状況となることから、その対策として展示フロアの天井照明を消灯することとイベント広場の天井照明を遮るために、ギャラリーホールに沿ってカーテンを設置するなどの対応を行っているところでございます。このカーテンを活用することにより、照明の反射は起こりません。せつ

かく設備したものでありますので、これを利用していただきたいと思います。

それから、イベント広場の展示パネルのことでございます。展示用のパネルとしまして穴あきパネルが60枚、布パネルが40枚の計100枚を備えつけております。そして、絵画や書などの作品展示に利用しておるわけでございます。このイベント広場は作品展示だけでなく、各種のイベントなどを開催するための広場であります。作品の展示にはギャラリーホールを利用することもできるわけですので、イベント広場で作品を展示する場合には、今の展示用パネルの設備で十分と思っております。

また、BGMの活用についてでございますが、現在のシステムでは3階フロア全体に音が流れるようになっておまして、他の各種教室への影響から流すことができないようになっております。3階の各部屋ごとに対応できるシステムがあるのかどうか検討してまいります。

それから、ギャラリー室での企画展のことでございます。このギャラリー室では、常設展のほか定期的に企画展を行っております。今後もこれまで同様、この常設展に企画展を取り入れた形で展示していきたいと考えております。

また、美術品の収蔵庫をフロアに設置してはどうかということでございますが、美術品の管理には警備上の問題はもちろん、照明、温度、湿度、殺菌等も考慮しなければならず、フロア内に適当な場所はありません。また、フロア内に新しく収蔵庫を設置することも困難でございます。

私からの答弁は以上でございます。

○新宮征一議長 教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

○大谷昭男教育委員長 児童生徒の遠距離通学対策と援助についてお答えいたします。

御案内のとおり本市においては、陵西中学校区の幸生、田代地区を除いては徒歩あるいは自転車で通学ができるよう、通学区域を設定しているところです。現在路線バスを利用して通学している児童は、白岩小学校の宮内地区と上野地区及び寒河江中部小学校の洲崎地区などであります。

御質問の路線バスを利用して通学している児童生徒について、どのように保護者負担の軽減を図っていくのかということでもありますけれども、市全体を見ても、市全体を見ても、通学距離が宮内地区や上野地区と同じくらいか、あるいはもっと遠い地区にあっても、路線バス等が通っていないために、徒歩で通学している児童生徒もおります。このような状況の中で、路線バスを利用できる児童生徒にだけ補助をするということは、公平性という点で非常に難しいと考えております。

次に、低学年児童の通学対策についてお答え申し上げます。

現在、小学校においては登校時は縦割りの通学班を編成し、集団で登校していますが、下校時には授業の終了時間が学年によってまちまちであることから、学年ごとの下校となっています。このため、各学校では帰宅方向が同じ児童はできるだけまとまって帰るよう指導をしているところです。その際交通ルールの遵守はもとより、さまざまな危険から自分の身を守れるよう、日ごろから指導しております。

また、保護者や地域と連携しながら、危険箇所の把握や改善、見守りなど、学校と地域・行政が一体となって児童生徒の安全確保に努めているところです。いろいろな事情で保護者から交通機関を利用させたいとか、自家用車で送迎したいなどの要望があった場合は、現在各学校で実施しております集団登校の持つ意義もございまして、御理解をいただけるよう努力を重ねた上で、なお保護者の意向というものを尊重するよう努めてまいりたい。このように考えております。

以上でございます。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時20分といたします。

休 憩 午前11時04分

再 開 午前11時20分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。松田 孝議員。

○松田 孝議員 第1問に答弁いただきまして、ありがとうございます。

早速2問に入りますけども、減農薬に対しての寒河江市の考え方が、やはり今鴨田議員の中でもありましたけども、農用地利用組合とか、あと集団営農の集団で取り組む体制に移行してというか、丸投げするような感じで、非常に危険だなと思っております。これは、寒河江市としてやっぱり指導する立場であるんですから、もう少し真剣に受けとめて減農薬対策を検討すべきだと思います。

確かにJAなどでも取り組んでおりますけども、なかなか安心米などの状況を見ましても、今実施している農家が6割ぐらいで、全体に広がっていない状況もあります。ですから、この辺の徹底をしないとなかなか計画をして推進していく方向性を持たないと、私は無理だと思います。地域で対処してくれというと、地域が逆に崩壊しますよ、これ集団営農で。与えられた課題ばかり多くて、こうすればこうまとまっていくかという問題でなくて、課題でみんなパンクするような状況になります。確かに集団化も必要ですけども、そういう体制の中でやっぱり話し合いの場として行政がもう少し指導力を発揮してもらわないと、この問題は解決しないと私思っております。ですから、この辺についてもう少し真剣に受けとめていただきたいので、もう一回見解を伺いたいと思います。

それから、飛散の問題の提起も鴨田議員からありましたけども、結局防護ネットで対応できる場所であればいいけども、農産物については本当に近くで、片方は出荷、片方は生育状況で、非常にアンバランスな状況もいろんな問題あります。ですから、これに対しても具体的にすみ分けですか、区分をしていく方向性をきちっと明確にさせていただいて、広報、宣伝をしてもらいたいと思います。補助金だの防護ネットだのという対策は一つはありますけども、大枠でくくるんでなくて、やっぱり小規模農家あたりも対象にするような施策的な展開も私は必要だと思います。この辺についてもひとつ見解をお伺いしたいと思います。

次に、フローラの活性化についてですけども、これも非常に考え方が現状のままというんですか、現状整備なっているから、ある程度いいという感じで結論が出ていなかったですね、除雪の問題も。これふだん商業者は、駐車場を確実に確保して集客を見込むように努力しているんです。それが寒河江市の場合だと、市の駐車場だからということがあるかどうか、商店街の活性化として設けられた施設ですから、十分なやっぱり除雪体制をしてもらわないと、今の状況ではもう半分ぐらいしか駐車できない状況であります。特に今年初めてですけども、あの場所で初市を実施して、そして駐車場がかなり狭くなったんです。一方、華やかな雰囲気はあるんですけども、いざ買い物に入ろうとすると入れない状態で、ですからそういう企画があれば、もう少し徹底した除雪、排雪をして、そういう事業に取り組むべきだと、活用するべきだと私は思います。ですから、この辺についてももう少し、寒河江市としてあの場所を買って活性化するのであれば、もっと環境を整えていただきたいと、こう思います。

ラインの方は、今年度の予算で何とか対処するということですけども、あとイベント広場関係とかギャラリーホールの関係ですけども、非常に行っても暗い環境で、本来ならば交流促進の場であるんですから、お互いに行って作品の展示者と交流して、いろんな話ができればなという思いで行く人もいるし、ただ見て一遍に帰っていく人もいろいろおりますけども、もう少し環境を整えてもらえば、まだまだお客さんが鑑賞に行けるような状況をつくれなかなと思っております。

作品もある程度、今の現状見ますと単なる穴埋めに使っているようなところも見受けられます。単なる長期的に確保して、間をあけないように努力の姿はありますけども、余り展示が長過ぎると、ほとんどお客さんが行かなくなります、幾ら企画展だって掲示していても。ですから、ローテーションをもう少し工夫するような方向づけを検討していただきたいと思います。

ところで、この活性化センターという名目で各市町村でいろんなイベントに取り組んでおります。そして、展示などもいろんな形でやっております。ですから、こういう方々と共同で貸し借りのできるような制度を設定してもらって、そしてローテーションを組んで、その対策に取り組んでいただきたいと思いますが、この辺も非常に寒河江市としてばかりでなくて、全体として考えなくちゃならない課題だと思いますけども、この辺なども活性化の一つの提案だと思いますけども、この辺についてお伺いしたいと思います。

あと、展示室の照明とか間仕切り、整備はなっておりますけども、実際照明を暗くして鑑賞するというのは本来の姿ではないと思います、私は。絵を描くといったってやっぱり日中の明るいときに描くんですから、その色彩感覚というのを見に行くわけですから、実際はやはり照明暗くしたり、あと室内を暗くしたりして、カーテンで仕切ったり、そういうことではないと思うんです。明るい感覚で鑑賞できるような工夫をしていただきたいということで、私はこの辺の問題を取り上げたんです。

ですから、ギャラリーホールだけでなく、イベント広場をうまく活用する方法としてスライド式の展示パネルの案も提示したんですけども、全体としてあの場所を活用する工夫をもう少し徹底的に計画していただきたいと思います。

企画展なども、少し検討する意向打診しましたけども、もっともっとやっぱりあそこの場所を活用する具体的な対策も検討すべきだと思います。二、三日前に米沢市の児童が学芸員として5回ぐらい講習を受けて、そして自分たちで企画展を展開して、市の保存物を展示したというような話題になっておりますけども、ですからそういう形に社会教育の中、あるいは学校の教育の中の一環としても、こういう最大限活用するような取り組みをしていただきたいと思いますが、その辺について御見解を伺いたいと思います。

あと、教育委員会ですけども、やはりこの問題はこれまでと全く変わらないんです。11年6月議会での答弁と全く変わりません。住民が求めていることに対して、もう少し教育者として考えていくべきこともあるのではないかと思います。

結局、ほかの自治体の取り組みなども見てみますけども、ちょうど尾花沢市で今やっている現状見ますと、距離が小学生4キロ、中学生が6キロ、こういう国の基準、マニュアルですけども、これに当てはまらない児童に対してどういう対策をとっているかといいますと、一つの集落をおおむね4キロ以上と限定して、このおおむねという言葉が非常に大切なんだなという、見てしたんですけども、その集落が4キロ満たなくとも、その対策をとっている。特に尾花沢市あたりはいろんな事情があって、いろんな対策をとっているんですけども、低学年に対しても別に2キロとか3キロを基準にして対策をとっているんです。そして、安全に登校できるような制度をやっております。

ですから、寒河江市でも4キロに満たないからということだけでなく、そして特別な地域と限定することも必要なんではないかなと思っております。これまで白岩地区の上野、宮内地区はもう古い歴史があるんです、これ通学は。その通学をやっている以上、教育委員会としてこの対策をやっぱり検討していく時期だと思うんですけども、一向に意思がないということで、大変私は教育受ける機会均等

の中で果たしていいのかなと思いますけども、もう少し、全額と言わなくとも少し補助を出すような対策もひとつ検討すべきだと思います。

そして、距離の問題ですけども、これはバス停の結局距離か、それとも学校の正門から自宅まで、そういうくくりになっているのか。前回の中でもありましたけども、教育委員会でもはかったんですね、宮内地区は3.1キロとか。これの基準が明確でないんですけども、本来校門から自宅までという位置づけに私はなると思うんですけども、この辺についての状況をお伺いしたいと思います。

あと、路線バスでの通学の自由選択については、考え方でできるというような内容になりますけども、実際低学年が今非常に、特に小学1年生の子を持つ親が非常に心配して、学校にも相談に行きましたけども、なかなか結論出ないということで、やはりこの対策なども具体的にこういう地域に対して何らかの配慮も、これから少子化対策の一つとして、対策も講じていかなければならないと思っております。

ですから、こういう形のところをある程度スクールバスの配車するなど、それなりの対策も私は必要だと思っております。ですから、この辺についても今後検討課題と思いますけども、この辺についての考え方を伺いたいと思います。第2問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 農薬の問題でございますが、行政で行政でと、こうおっしゃいますけれども、これは行政だけでできるものじゃございませんから、やっぱり行政、あるいはＪＡ、あるいは各地域におけるところの組合等がありますから、これらが一体となって進むべきだと私は思っております。

特に現在、農村社会の連携の中で実態として取り組まなくちゃならない、いわゆる農用地の集積とか、あるいは共同作業とかということになりますれば、これはやっぱり地域の中で期待しておるわけでございますから、行政の指導、行政の指導というのは今はもう余りにも現行の農業等を見渡した場合に、やっぱり団体の農家の方々と連携し合って、それぞれの農家の力を発揮してもらおうということの方が、私は必要でないかなと、このように思っております。

それから、飛散防止の話でございますけれども、ＰＲ、ＰＲと、こう言いますけれども、ＰＲは先ほども申しあげたようにやっておるわけございまして、その上に立ってネットというような話が出てくるわけございまして、これからすみ分けするためにネット張るのを援助したらというようなことは非常に難しいと思いますし、農家自体だって、これは楽じゃないなと、このように思います。

ですから、先ほど申しあげたように、難しい問題だな、厳しいことだなと、こう言っているわけでございますので、ならば何をするかということでの対応ということは、やっぱり隣近所での境界を境にしているところの農家たちのお互いの協力、連携というものを持っていかなければ、これからは非常に難しいと。あるいは、共同することもあるかと思えますけれど、そういう方向というのは私は大事じゃないかなと、このように思っております。

それから、フローラの話でございますけれども、そもそもあそこは活性化センターでございまして、ショッピングセンターもございまして、あるいは娯楽施設もありますし、体験教室もありますし、お年寄りから子供まで楽しむ場所もいろいろあるわけございまして、そして中心市街地に人を呼び込むと、こういう中でいわゆる生涯教育といえますか、そういう場所もギャラリーという形であるわけでございます。

寒河江では、御案内のように市民文化センターにロビーとしてのギャラリーのようなものはあったわけでございますけれども、それ以上のものはありませんで、美術館があれば美術館に越したことはないわけでございますけれども、美術館があるわけじゃございませんから、そういう機能というものも果たしていこうということでギャラリーを設けておるわけでございます。

ですけれども、ギャラリーあるいは展示するにふさわしいような施設整備ということは、まずは施したつもりでございますが、まだまだ御不満の点もあろうかなとは思いますが、フローラＳＡＧＡＥなりに活用できるようなことをやっておるわけございまして、あそこを利用してくださる方は非常にいいと。パネルもできたしとか、あるいは先ほどチェーンといいますが、鉄の網というようなことで防犯にも十分考慮したわけでございますし、あるいはカーテンも備えつけてあるわけございまして、利用する方はカーテンなどもうまく利用して、照明灯を十分効果あらしめるようなことをしていただきたいもんだと、このように思っております。

それから、展示のローテーションですか、こういうこともいろいろ考えておるわけございまして、各種団体に呼びかけたりして、活用する場の年間を通してなり、あるいは季節を通してやるということでございます。

ほかの美術館との交流ということになりますと、これはかなり私は難しいんじゃないかなと、こう思っております。やっぱり先ほども申しあげましたように、美術品というものを持ってきますと、これは盗難防止やら破損ということまで考えていきますと、大変な神経の要ることでございます。あそこに先ほども申した鉄柵と申しますか、それをつくりましたから、少しはましだけれども、非常に神経を使うというようなことでございますし、簡単に貸し借りと言われますと、保証金とか、移動の問題とか、いろいろありまして、簡単にはいかない。やはり市内の方々の作品を陳列して、お互いに市民で見てもらおうということ、あるいは市外の方々にもいらしてくださるといことが今の形かなと、このように思っております。

これから、うちの方でも商工観光課が4月1日から、あそこに事務室を設けることとしているわけでございますから、これまで以上に現場に行って出払っての指導なり、あるいは商工団体との連携、あるいは展示しようとするところの個人・団体との連携というものがますます私は深まっていくし、にぎやかにしていくし、これまで以上のものを展示したり、あるいは鑑賞できる場としての備えというようなサービスもできるのではないかなと、そうしてもらいたいものだなと、このように思っております。

以上です。

平成18年3月第1回定例会

○新宮征一議長 教育委員長。

○大谷昭男教育委員長 今、個々の児童生徒の通学の状況やスクールバス運行上の実態等も踏まえたことだというふうに思いますので、担当の方から答えさせます。よろしくお願いします。(終了の合図)

○新宮征一議長 学校教育課長。簡潔にお願いします。

○菊地宏哉学校教育課長 お答え申し上げます。

まず、通学距離の基準ですが、学校の校門から自宅までというふうになっております。現在のところ一番遠い子供さんは宮内地区ではなくて、高松小の上谷沢地区の子供さんになって、3.6キロというのが一番遠い地区のようです。

なお、宮内地区や上野地区、それから洲崎地区と同程度の地区が寒河江市内に9地区ほどございます。ですので、先ほど教育委員長が申しあげたとおり、宮内、上野地区と洲崎地区の児童だけに補助とかスクールバスを活用することは、均衡を欠くのではないかなというふうに考えているところでございます。

なお、低学年の安全確保につきましては、地域保護者と一体となって、今後考えていきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時45分

再 開 午後 1時00分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

木村寿太郎議員の質問

○新宮征一議長 通告番号13番、14番について、5番木村寿太郎議員。

〔5番 木村寿太郎議員 登壇〕

○木村寿太郎議員 私は、緑政会の一員として、通告してある課題についてお伺いいたしますので、御答弁をよろしくお伺いいたします。

通告番号13番、少子化対策についてお伺いいたします。

昨年末に発表された2005年国勢調査の人口速報によりますと、日本の総人口は前年比1万5,000人減で、国勢調査が始まった1920年以来初めて減少に転じたわけです。政府の予測より2年早く、日本はいよいよ人口減社会に突入したことになります。

子供が生まれない原因としては、晩婚化や非婚化、教育費の高騰、仕事を生きがいとする女性の増大、子供の養育に縛られたくない自分中心の生き方の広がりなど、いろいろ挙げられるわけですが、それだけでしょうか。そうではなく、一言で言えば子供を産み育てる世代の日本の将来に対する不安や不信のあらわれではないかと感じております。地方では余り感じてはいないのに、ようやく景気が回復しつつあると最近よく言われますが、やはり最大の課題は日本の進むべき道、はっきりした方向性が国からも経済界からも示されないことなども一つの原因ではないかと思われまます。

少子高齢化とよく言われますが、ある資料などを見ると、少子化対策先進国である北欧諸国では、国内総生産の約3ないし4パーセントに当たる多額の予算を子供向けに充てているのに対し、日本は0.4から0.5パーセント程度の予算しかありません。社会保障給付費の面でも、日本は高齢者向けに偏っており、高齢者一人当たりの支出にすると約270万円ですが、子供一人当たりにすると17万円と少額であり、その対比はわずか6.3パーセントにすぎません。子育て世代に対し未来への不安を払拭することももちろん大切ですが、経済的支援と仕事と子育ての両立できる環境整備も整え、給付をもっと手厚くしていく抜本的な保育政策も必要ではないかと思われまます。

本市においても、第5次振興計画の基本計画の中にありますが、子供を安心して産み育てられる地域社会の創造を基本理念に、子供たちと子育て家庭の幸せを願い、少子化対策を一層推進してまいりますとあります。本市における10年前と本年度の児童数を比較してみました。まず、小学校の児童数ですが、11校の合計で平成7年度が3,248名でしたが、平成17年度、いわゆる本年度ですが、2,589名で10年前の79.7パーセント、659名の減です。中学校は3校で、平成7年度が1,719名で、本年度が1,421名で82.6パーセント、298名の減です。もちろん地域によって格差はありますが、合計で児童数が957名も減っており、間違いなく一校もふえておりませんし、私も議員になり初めてこの深刻さを感じているところです。

この4月からは児童手当制度も一部変わり、改正前は支給対象年齢も0歳から小学校3年まででしたが、それが小学校修了の6年までとなり、支給対象の所得制限が夫婦と児童2人の世帯の場合、780万円であったのが860万円までと拡大になります。費用負担も今までですと国が3分の2、県が6分の1、市が6分の1であったのが逆転し、国、県、市がそれぞれ3分の1負担に変更になるわけです。

そこで、2点についてお伺いいたします。一つ目は、対象人数が改正前と改正後でどれくらい違うのか。児童手当制度が本市においても県とともに、地方の3分の1の負担分が出てくるわけですので、

その改定分だけで新年度からどの程度の財政負担になるのか。

また、二つ目は、厳しい財政環境の中で国、県の補助制度がなく、本市単独事業として実施している少子化対策の現況と、今後に向け策定している寒河江型子育て対策というのがあればお聞きしたいと思います。

次に、育児休業制度についてお伺いいたします。

平成17年4月より、次世代育成支援法の中に301人以上の従業員がいる企業は子育て支援計画をつくるのが義務づけられました。厚生労働省の指導によると、産休産後の現職への復帰、短時間勤務制度の導入などを目的として盛り込まれ、支援計画制度の導入をした事業所数は多いのですが、現実とのギャップが結構大きいようです。やはり日本では長い間保育は福祉であると位置づけられ、子供は家庭で育てるのが当然とされた時代の名残であります。

しかし、このように人口減が深刻になってくると、専業主婦という存在を前提としたその働き方を根本的に変えるということが必要かと思えます。出産を機会に女性の7割の方が離職するとの統計は、仕事と育児の両立がいかに難しいかのあかしであると思えます。しかも、一たん職場を離れると、再就職の壁が立ちだかる現況が女性社員を産まない選択に駆り立てているのではないのでしょうか。そして、妊娠中や産後1年以内の解雇は、妊娠出産が理由ではないことを事業主が証明しない限り無効とする男女雇用均等法改正案を、今国会に提出しているようですが、ちょっと遅過ぎるかなという感は否めません。

先日、県の文化環境部を訪ね、いろいろ県の対策を伺ってみました。新しい女性副知事が誕生し、その意向かはわかりませんが、男女雇用均等法を意識した女性青少年対策室という新しい課に案内されました。その意気込みも十分感じられ、また対応の仕方が大変感じがよく、つい長居をしてしまいましたが、その中で山形県内で本社機能があって、従業員が301人以上いる会社が86社あるそうです。そのうち85社が改正育児介護休業法による支援計画制度を作成し、届け出があるそうです。

しかし、企業体によりばらばらであり、随分まだ格差があるようです。そして、その支援計画制度を提出している会社の女性の社員の方の約62パーセントくらいの方が何らかの形で育児休業制度を利用しているそうで、男性の方は残念ながらゼロだそうです。ここ何年かは大分取得率がアップしているとのこと。県としては、今後仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業に対し、税制面の優遇措置や助成措置の拡充について国へ働きかけ、事業者に対しては、結婚、出産後も継続して働ける職場づくりなどに向けての啓発を図るとおっしゃっていました。

そこで、お伺いいたしますが、本市においても従業員が301人以上あり、本社機能がある会社が5社と聞いております。そのような制度の実態やアンケート調査などを行ったことがあるのか。

そして、商工会や寒河江中央工業団地振興協会などと連携した次世代育成支援育児休業制度の本市独自のモデル、マニュアルなどを策定し、普及を図り、啓発を推進していく必要性があるかと思えますが、それに対するの所見をお伺いいたします。

次に、通告番号14番、まちづくり3法による対策と影響についてお伺いいたします。

政府は、郊外への大型店の出店を規制し、まちづくり3法の一部を改正し、中心市街地の活性化を取り戻そうとする法律を平成19年度中に施行しようとしております。

まちづくり3法は、1998年に空洞化する中心街を活性化するために制定されたわけですが、その3法の一つは自治体の判断で土地の用途規制を可能にする改正都市計画法、二つ目は市街地の整備と商

業活性化を一体で行う中心市街地活性化法、三つ目は大型店周辺の環境を保全する大規模小売店舗法の3法をいうわけですが、今回の改正は改正都市計画法と大規模小売店舗法の2法であり、要旨は床面積が1万平方メートルを超えるスーパーなどの大型商業施設の郊外進出を原則規制し、進出は中心市街地の商業地域に限定しようとするわけです。それも都市計画法上の用途は商業地域、近隣商業地域、準工業地域に限られるわけです。これまで出店が認められていた工業地域、市街化調整区域やいわゆる用途指定されていない農振の白地などには原則出店できなくなるわけです。

やはり、中心市街地の空洞化を進めた原因としては、大店法の改正によりさまざまな条件をつけ、中心部への出店を規制し、さらに郊外へ大型店舗の展開による居住地の移転や車社会の急激な進展などが挙げられるわけですが、結果として多くのシャッター通りが生まれたわけですので、新法はその中心部の衰退に歯どめをかけるねらいのように思われます。

先日、県の商業経済交流課からこの3法の見直しについての資料をいただきました。その中の見直しの契機に、1998年にいわゆる大店法からまちづくり3法に転換されてから7年を経過するわけですが、中心市街地の状況は必ずしも改善されていないと記載してありますが、少しは景気が上向きといっても、この経済不況下であったわづか7年間の短期間で、大きく改善されるとは考えにくいのが普通ではないかと思えます。

郊外の大型店の周りには住宅地が張りつき、むしろ中心市街地がそちらに移行したという感じがする現在、人口をもとの中心市街地に極力戻し、行政やライフラインの維持コストを下げようとするねらいは大変よいことと思えますが、郊外への大型店の立地規制で中心市街地が活性化するとはなかなか思えません。むしろもとの中心市街地を活性化するには、客を引き寄せる個性ある、そして魅力ある店舗づくりを支援する方法を講じた方が、コスト的にも随分違うのではないのでしょうか。

本市においては、長年の懸案でありました駅前中心市街地整備事業が昨年11月みごとに竣工し、郊外にも大型店舗と住宅団地がバランスよく何力所かに配置され、都市計画上も他の市町村からもうらやましがられるばかりで、当分は心配はなされていないかと思えますが、次の3点についてお伺いいたします。

一つ目は、この新法は平成19年度から施行の予定ですが、駆け込み申請などはないのか。

二つ目は、先ほども申しあげましたように、これまで出店が認められていた工業地域などへの今後の出店の場合は、地方自治体が用途地域を変更しなければならない点などが盛り込まれてあったり、人口規模に関係なく全国一律であったり、床面積が1万平方メートルを超える店舗だけを規制すれば、逆に郊外に1,000平方メートルぐらいの小規模の店舗が乱立しないかとか、またこの法自体が都市部と地方との温度差を考えていないのではないかとか、山積みする課題がたくさんありますが、現在の本市でこの新法への対応や対策はどのようになっているのか。

そして、三つ目は、平成24年度に竣工予定の木の下の土地区画整理事業に大型店舗の進出があった場合にその影響はないのか。その3点についてお伺いし、第1問とします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、少子化対策についてでございます。

現行の児童手当制度は、0歳児から小学校第3学年終了までの児童を養育している方に、支給率がおおむね85パーセントとなるように所得制限を設けながら、第2子までは一人当たり5千円、第3子以降は一人当たり1万円を支給しており、財源としての費用負担については国3分の2、県6分の1、市町村6分の1となっております。

平成18年4月1日に改正予定の児童手当法では、支給年齢を子育てを行う家庭の経済的負担軽減などを図る観点から、小学校修了まで拡大するとともに、できるだけ多くの人々を対象とするため、支給率がおおむね90パーセントとなるよう所得制限が緩和されます。

制度改正に伴う財政負担の増加額についてであります。所得制限の緩和により約40名がふえ、約280万円の増額となります。年齢拡大では約1,200名がふえ、約7,800万円の増額となり、合計8,000万円の支出増を見込んでいます。

費用負担については、国の三位一体改革により国と地方の負担区分の改正がありまして、国が3分の1、県3分の1、市負担3分の1になることに伴い、約5,000万円の負担増となりますが、支給対象者の拡大分は地方特例交付金と地方たばこ税、負担割合の変更分については、平成18年度は暫定的に所得譲与税、平成19年度以降は国税と地方税の税率改正にて補てんされると伺っております。

次に、少子化支援策の現状と今後の方策についてでございますが、子育て支援対策の基本理念としましては、行政の子育て支援策のほか、家族や地域が寄り添って力を合わせ、みんなで子供の未来と幸せをつくっていくことが大切と考えております。

市立の保育所におきましては、多様化する保育需要にこたえるために12時間の延長保育と一時保育、障害児保育等に取り組むとともに、保育料についても厳しい財政事情下であります。国の定めている基準よりも低く定め、保護者の経済的負担を軽減しているところであります。

また、0歳児をはじめとする低年齢児の保育に取り組んでいる認可外保育施設に対し連携を図るとともに、補助金を交付し、積極的に支援を行い、低年齢児の積極的受け入れを推進していきます。

放課後児童対策としての学童保育については、住宅用地の造成や宅地開発に伴い、対象児童が年々増加しておりますが、施設の拡充や運営費に対する市費の上積みなどを行い、積極的な支援を行っております。

また、仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりを図るため、平成13年に開設しましたファミリーサポートセンターは、県内でも早い時期に取り組みを行ったところでありまして、会員数は463名となり、活動実績も着実に伸びており、若いお母さんに大変喜んでいただいております。

さらに、地域子育て支援センターでございますが、この支援センターは市立児童センターを中心施設として、毎週水曜日に相談員が出向きまして、昔の井戸端会議のイメージによる育児サークルの育成や、子育て家庭に対するいろんな相談や情報提供はもちろんのこと、乳幼児検診日と同時に開設している絵本の部屋や、高校生を対象とした乳幼児ふれあい体験学習事業などは、ハートフルセンター

の機能を十分に利活用いたしまして、寒河江型子育て支援として取り組んでいるところでございます。

第5次振興計画の基本計画におきまして、子供を安心して産み育てる環境づくりを進めることとしていただいております。子どもすこやかプランを基本に少子化対策を一層推進していきたいと思っております。

次に、育児休業制度についてでございます。次世代育成支援法では、従業員301人以上の企業についても働き方の見直しや子育てしやすい労働環境づくりのため、事業主行動計画の策定が義務づけられておりまして、平成17年度までには全国対象企業の97パーセントが策定し、届け出がされているようであります。県内の策定状況については、御承知のとおりほぼ100パーセントの企業が行動計画の届け出を済ませておりまして、本市においても対象企業5社で届け出がされているようでございます。

行動計画の内容といたしましては、育児休業の取得促進と職場復帰しやすい環境の整備が最も多く、年次休暇の取得促進、それから時間外労働や深夜就業の制限などが盛り込まれていると聞いております。今後の課題としましては、ほとんどの企業で行動計画が策定された今日、行動計画をいかに実行して、仕事と子育てが両立しやすい環境づくりを着実に進めていくことができるかどうかにあると思っております。

基本的には、企業への働きかけなどについては、国の機関及び県の役割として行われております。次世代育成支援法では、一定の要件を満たした場合、厚生労働大臣の認定を行うことがうたわれており、これらの企業が牽引車の役割を担っていくことと思われまます。御質問でありますところの市内企業での実態や、アンケート調査についての取り組みは行っておりませんが、県からの要請に基づく勤労者向けの窓口の設置や市報での広報などを実施しており、今後機会があるごとに事業所に対し制度導入の勧奨を図っていく考えでございます。

次の大項目といたしましてのまちづくり3法の関係についてお答え申し上げます。

まちづくり3法は、御案内のように御質問にもありましたが、都市計画法と、それから中心市街地活性化法、それから大規模小売店舗立地法、いわゆる大店立地法の三つの法律を総称して言うものでございます。商店街などが集まる中心市街地の活性化を図るため整備されたものでございます。

しかし、大型店は環境指針などをクリアしやすい郊外へと進出しまして、逆に中心市街地の既存大型店が撤退を始めた結果、全国各地で中心市街地の空洞化が見られるようになってまいりました。御案内のとおりでございます。そのためまちなかににぎわいを取り戻そうとまちづくり3法の見直しが議論され、都市計画法と中心市街地活性化法の改正案が先月閣議決定され、今通常国会に提出、平成19年中に施行される予定になっているものでございます。これを受けまして本市において駆け込み申請などはないのかという御質問でございました。

現在、店舗建設のための開発許可を受けているのは、白地地域になっている中郷地区へのスーパー1件のみであります。規制対象外となる1万平米を超えない床面積の建物でありますので、駆け込み申請ではないと考えられるところであります。

次に、本市での新法への対応や対策をどのように考えるかということでございますが、本市の中心市街地の活性化につきましては、御案内のように市の振興計画あるいは都市計画マスタープラン、中心市街地活性化基本計画をもとに、これまでにぎわいと魅力ある中心市街地を形成するため、駅前中心市街地整備事業を実施し、本市の玄関口にふさわしい交流拠点施設として南北市街地の一体化、周辺幹線道路とのアクセス、中心市街地活性化センター、いわゆるフローラSAGAなどを整備して

きたところであります。

また、ソフト面の取り組みとしましては、住みよいにぎわいのある魅力あるまちづくりを推進するために、（仮称）駅前まちづくり推進委員会を立ち上げるための発足準備会を開催しております。

それから、上町・六供町通りの商店街につきましても都市計画道路柴橋日田線の整備に合わせて、新たな街並みの形成によりますところの活性化を図ろうと、まちづくり協議会により具体的な整備計画について検討が進められているところでございます。整備された駅前地区の施設を有効に活用するとともに、個性豊かな魅力ある専門店の確立や各種イベントによる交流人口の拡大によりまして、駅前商店街、フローラSAGAE、上町・六供町通り商店街などの回遊性を高めるなど、まちなかの活性化を図るため、まちづくり交付金事業を活用しながら、活性化に取り組んでまいりたいと考えております。本市では、郊外の大型店立地というのは、都市規模からして実現性は少ないと考えられますので、今後とも中心市街地の活性化に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、木の下土地区画整理事業との関連でございます。

木の下土地区画整理事業地内に大型店舗の進出があった場合、その影響はないかとの御質問だろろうと思っておりますが、土地区画整理組合では市民や地権者などからのスーパー誘致の強い要請を受け、当初事業計画から都市計画道路落衣島線と下釜山岸線の交差点箇所用地を確保し、床面積が5,000平米未満の商業施設を誘致する考えのようであり、規制面積の対象外でありますので、本改正による影響はないと考えております。

以上です。

○新宮征一議長 木村寿太郎議員。

○木村寿太郎議員 第1問本当にありがとうございました。丁寧な御説明ありがとうございます。

少子化について、ちょっともう一点お聞きいたしますけども、最近の新聞記事の国民世論調査によりますと、政府に対する要望の中では、やはり少子化対策の充実というようなことは余り今まではなかったんですが、昨年なんかはちょっと新聞の記事をみますと、30.7パーセントに上がり、2001年の当時よりも約2.6倍くらい上昇しているわけです。やはり国民の強い危機感というものが、いよいよ浮き彫りになってきたのではないのでしょうか。

そして、その中でも年代別に見ましても、やはり30代女性が39.3パーセント、20代女性の36.4パーセントが突出しております。やはり出産後の子育てと仕事の両立に不安を感じ、育児で苦労している世代の不満がこうやって調査の結果になっているのかなというふうな感じがしております。

次に、育児休業制度についてですが、先ほど私も申しあげましたように、市内の5社があるわけですが、それぞれ訪問したり、電話でお伺いしたりして、いろいろお伺いしました。その結果、やはり千差万別でございまして、5社の中でも全国レベルの規模の会社があったり、山形工場として独立してはいるんですけども、本社機能であったり、女性の社員も結構多いのですが、高齢化だったり、全く提出しているだけで何も使っていないというような企業も大分あり、本当にばらばらという感じがして、県の調査の62.6パーセントにはちょっとほど遠いというような感じがしたわけでございます。

先ほど、ファミリーサポートセンターと地域子育て支援センターについて御説明がありましたけども、数字的な面を余りお伺いしなかったわけでございますので、実際市民の方というのがその名前だけは聞いたことがありますけども、やっぱりどのような現況になっているのか、そしてどんな要望が多いのかとか利用状況がわかればお伺いして第2問とします。よろしく申し上げます。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 少子化の問題というのは、最近特に議論されてきた少子高齢化と二つ並んでおりますが、高齢化につきましては十分これまで議論され、施策もいろいろ整えてきておりますけれども、少子化対策というのは非常に難しい面もあるんだろうと、こう思っております、あるいは個人差というようなものについてのこともあるということも重なって、非常に難しさ、それなりに政策面からもいろいろ議論されているんだろうと思っておりますけれども、おっしゃったように人口減がもう2年も前倒しになって始まったというようなことがあるわけでございますので、やっぱりこれからは高齢化と並んで少子化というものは、非常に議論されてくるものだろうと思っております。

そういう中での、育児が心配にならないように、あるいは出産が行われるように、あるいは結婚が数多く行われるようにというようなことの施策を考えていかなくちゃならないんだろうと、このように思っております。具体的な数字等につきましては、担当の方から申しあげたいと思います。

○新宮征一議長 健康福祉課長。

○石川忠則健康福祉課長 御質問のファミリーサポートセンターについて、まずお答えしたいと思います。

平成13年4月に開設しておりますけれども、アドバイザー職員1人を配置してございます。会員制度をとっております、現在463名の会員がございまして、この方々は、依頼をしたいというふうな人、それから依頼を受けてもいいですよという人、それから両方兼ねて大丈夫ですよというふうな方々が463名でございまして、

活動の状況といたしましては、育児の相互援助の活動、それから会員の交流事業、それから会員の研修会などを行ってございまして、利用の状況につきましては、平成16年度中におきましては860件ほどございまして、今年度に入りまして、1月末で1,000件を超えているというふうな状況になっております。大変な大きな伸びを示しております。

それから、利用の内容につきましては、主に保育所の送り迎え、それから学童保育の迎えなどが多いようございまして、もちろんその前後についても一時預かりというふうな内容が多いようございまして、

それから、保護者の休養あるいは病気による通院などで、どうしても一時預かりをしなきゃならないというふうな方々が、多く利用されているというふうな状況にございまして、最近は核家族化になっておりまして、近くに親戚なんかもいないというような方々が多くございまして、大変な利用になっているというふうなことでございまして、これからの地域福祉の新たな形態として注目される事業かなというふうに思っているところでございまして、

それから、子育て支援センターでございまして、16年度の相談件数でございまして、育児不安に対する相談、それから保育サービスに関する相談が多くございまして、形態としては来所して相談される方が276件というふうな状況です。そのほかには電話による相談ということで、年間で319件ほどになっております。

それから、児童センターを活用しての子育て支援の利用につきましては、工作や親子遊びを通じての育児相談や親同士の交流などが多い状況にございまして、利用者につきましては子供1,461人、大人1,174人というようなことで、2,635人ほどの参加がございまして、

以上でございます。

○新宮征一議長 木村寿太郎議員。

○木村寿太郎議員 丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございました。私らも全然熟知していないものですから、大変聞いてよかったなと思っているところでございます。

それから、育児休業制度に関してでございますけども、300人以上の企業ということですけども、今市長の答弁にもありましたように、本市においてはそれ以外の、要するに人数が少ない会社というのがほとんどだと思いますので、これからもやっぱり啓発運動や奨励なんかも十分やっていただいて、子育てするなら寒河江というぐらいに期待したいと思います。

それから、まちづくり3法に対するけさの山新によりますと、きのうの県議会の総務、商工労働、建設の各常任委員会が行われ、市町村が大規模集客施設の立地を目的として土地利用に関する計画を変更したりする際、周辺市町村から意見を聞き、立地を予定している自治体に対して意見への対応を求めることができる法案を、県でもいよいよ新年度からスタートするようでございます。けさの山新にも出ておりましたけども、やはり大型店の郊外立地について、広域なまちづくりが必要であるという観点からの制度だと思いますし、先日緑政会で鶴岡に行政視察に訪れたときも、三川町の大規模商業施設の集積地に関していろいろな議論が出たこともお聞きしております。当然ながら、やはり合併を意識した制度ではないかと思っております。

しかし、私も大型店の利便性や品ぞろえではもう既に消費者に支持を得ており、なかなか中心市街地に顧客が戻ろうというのは難しいんじゃないかなというような感じをしております。先ほど市長の答弁にありましたように、本市にとっては余り関係がないことかもしれませんが、一番大きいフロアでも床面積が1万4,500平米、ヤマザワさんが4,800平米、ヨークベニマルさんが3,600平米と、当市にとっても余り、先ほど申しあげましたように関係がないのかなという感じはしておりますけども、それも新聞報道なんかによりますと、イオングループが今のマックスバリュの床面積の10分の1、約150平方メートルぐらいの小型スーパーを、様子を見ながら今年の夏ごろから展開したいという記事があり、そうすれば私個人の考えかもしれませんが、フロア店や例えば島屋さんの跡地あたりに進出してくれたらありがたいなというような感じがしております。

いずれにしても、今後大型出店の申請が出たときには十分な御審議をいただき、よりよいまちづくりができますよう期待し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

川越孝男議員の質問

○新宮征一議長 通告番号15番について、16番川越孝男議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

○川越孝男議員 私は、通告している課題について、市民の方々から寄せられている御意見を踏まえ、私の考えや提言を含め質問いたしますので、市長の誠意ある答弁を求めるものであります。

財政事情が一段と厳しさを増す一方、多様化する市民の要求を受け、今市政、とりわけ市議会が果たさなければならないのは、限りある財政の中で市民の命と財産、市民の健康と安全な暮らしを守るためには何が必要で、何を優先すべきなのか、十分に審議、検討する中で選択するということであり、このことが極めて重要になってきていると思います。そういう立場から今回提案されている予算案や実施計画を見ると、問題も多くあります。

そこで、今回は通告している4点について、端的にお伺いしたいと思います。

まず、アスベスト対策について伺います。昨年の調査では、市庁舎などそれまで判明しているのに加え、市民文化会館の天井や西根小学校、陵南中学校、陵西中学校のボイラー室など、4カ所にアスベストが使用されていることが明らかになりました。

市民文化会館を見ると、その後当局は昨年の9月1日に気中のアスベスト濃度調査をしたところ基準値以下で、いわゆる自然界並みで問題ないとのことで、実施計画にも載っていません。定期的に調査を続け、問題が出たら対策をとるというのではアスベスト対策としては誤っていると思います。天井にアスベストが使われている市民文化会館を使用し続ける以上は、対策は絶対に必要だと思います。まずは、どういった方法で対処すべきか検討するための調査を実施すべきであります。そして、その調査結果に基づき具体的に対策がとられるように財政的な確保も含め、実施計画に盛り込み、計画的に取り組むべきと考えますが、市民文化会館の設置者である市長の見解をお伺いいたします。

次に、公共施設の耐震対策について。今回は、市庁舎の耐震対策に絞って伺いたいと思います。

以前の私の質問に対し当局は、耐震調査をしているが、その結果は問題ないと答弁されてきました。その後市庁舎の耐震調査をしていないことが明らかになりましたが、昨年の12月市議会の決算特別委員会で、当局は耐震調査はしていないこと、また県の方で組織しており、東北大学の教授が会長となっている耐震調査判定会議の場をかりて話を聞いた結果、市として市庁舎の耐震診断はするまでもないとの答弁でありました。

しかし、私はその判断は誤りだと思います。なぜならば、市庁舎は市の行政の中核であり、常に多くの市民が来庁しています。市長は、行政の責任者として庁舎を安全に管理する義務があると思います。従って、市庁舎の耐震診断を実施すべきと思いますが、改めて市長の見解をお伺いいたします。

2点目として、国や県が市庁舎などの公共施設に対する耐震化に向けた指導の有無とあるならば、市庁舎の耐震化、とりわけ耐震診断についてどういった指導がなされているのか示していただきたいと思います。

次に、チェリークア・パーク計画の問題点について伺います。

2月21日に市議会に対して、中国パールが撤退した跡地1万坪に寒河江自動車学校が進出すること、こころの宿一龍が、公衆浴場と物販施設を開設する計画が示されました。私は、未分譲地が売れ

ることや既に分譲されている土地に、事業展開がなされることは大変結構なことであり、歓迎するところではありますが、問題点もありますので、以下7点についてお伺いいたします。

一つは、メーンの施設を予定をしていた1万坪の敷地に自動車学校の開設は、既に事業計画を持って土地を取得している方を含め、これからの開発全体への影響について、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

二つには、買い戻し後土地開発公社に支払った金利は幾らになるのか。また、その分を土地の代金に付加して売却する計画なのかお伺いいたします。

三つには、自動車学校のこれまでの実績と進出後の土地利用を含む事業計画を示していただきたいと思えます。

四つには、事情があるにしても、1万坪の土地を法人に8,600坪、個人に1,400坪を分譲することには疑問があります。すべて法人になるように協議をすべきと思えますが、市長の見解をお伺いいたします。

五つには、売買契約の内容はどういうものか。

六つには、毎分750リッターの源泉を必要とする一龍の大衆浴場計画の内容はどういうものか教えてください。

七つには、現在のチェリークア・パークエリアにおける分湯計画はどうなっているのかお伺いしたいと思えます。

次に、四つ目の機構改革の問題について伺います。市行財政改革大綱が決定され、26課から19課とする機構改革についても市報などで既に周知されていきました。ところが、2月21日の議員懇談会で突如として総合政策課に財務室、行財政改革推進室、企業立地推進室を、建設課に都市整備室を、学校教育課に指導推進室の五つの室を新設し、室長として管理職を配置するという説明がありました。

そこで、伺います。唐突な五つの室の新設は、行財政改革に逆行するものと言われるのではないかと思います。なぜ五つの室を設けたのか、その理由について率直にお答えいただくことを期待いたしまして、第1問を終わります。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、アスベストの問題でございます。

昨年7月に、アスベストが社会問題となったことから、本市においても直後の8月から9月にかけて、市で保有するところのすべての施設において調査をいたしました。その結果、三つの学校のボイラー室と市民文化会館の天井にアスベストが含まれている吹きつけ材が使われていることがわかりました。

幸いなことに、あわせて実施しました気中アスベスト濃度調査、いわゆる空気中への飛散の状況を調べる調査においては、自然界と変わらない数値となっており、室内への飛散はないことが確認されたところであります。このことから今後においても定期的に調査を実施しながら、対応が後手とならないよう注意を払って慎重に使用してまいりたいと、このように思っております。

それから、市庁舎のことでございますが、本市の公用あるいは公共用施設の耐震化対策については、今も申しあげておりますけれども、まず子供たちの安全ということを第一に考え、学校から取り組むこととしておるわけでございます。市庁舎につきましては、その後ということと考えております。

市庁舎の耐震化対策につきましては、昨年12月の定例会において担当の者が答えておりますが、構造が特殊ということもありまして、通常の耐震診断の方法に当てはめることができない。仮にできたとしても、補強工事は難しいということでありまして、補強が現実的に難しいということから、耐震診断だけでも意味がありませんので、実施については考えていないところでございます。

現在は、耐震診断ではございませんが、定期調査を毎年実施しております。はりの下がりぐあいや床のたわみ、それからコンクリートのクラックなどを中心に調べ、以前の調査結果との突き合わせをしながら安全性を確認しているものでございますが、通常では差し迫った危険はないとの報告を受けております。このことから今後においても調査を継続して、建物の状況変化を見逃すことのないように気を配りながら、また専門家などのアドバイスをいただきながら、大事に使っていききたいと、このように思っております。

それから、国、県からの指導の有無についてのお尋ねもございましたが、県からは「山形県公共施設等耐震化基本指針」の送付というものを受けておりますが、国からは何の指導もありません。

それから、クア・パークについてのいろいろな問題が質問されました。

1万坪の土地の件でございますが、御案内のようにあの土地は平成13年8月13日に、中国パール販売株式会社から本市が買い戻しを行った土地でございます。その土地代に対する利息相当額として、16年度までに市が土地開発公社に支払った総額は1,257万4,975円となっておりますが、平成17年度の利息相当額314万2,170円も加算しまして、この土地を分譲する場合の分譲価格に含める予定でございます。

それから、新たに立地しようとしているところの施設が、これまで取得しているところに影響はないのかというようなこともあったようでございますが、1万坪に進出を予定されている事業者につきましては、昨年の8月に開催しました民活エリア開発推進連絡会で協議いたしました。この会議には、会員全員が出席されております。それから、滝の湯からも影響ない旨の発言があつて、満場一致をも

ちまして賛同を得ておるところでございます。

それから、1万坪の土地の利用でございますけれども、法人と法人の代表取締役である個人に分割して分譲する予定であります。法人の所有になる約8,600坪と個人所有となる約1,400坪は、事業に必要となるメインの施設や業務用車両や従業員の駐車場として、一体的に利用されると聞いておるわけでございます。引き渡し後できるだけ早期に着工されまして、10月中に竣工し、営業を開始されると聞いておるところでございます。

それから、法人と個人への分譲についてのお尋ねもありますが、事業用地を会社の所有分と個人に分割しても、一体的に使われるものでございますから、これは問題はないと思っております。

それから、現在進めておるところの事業計画ですか、新しい温泉のことでございますけれども、このことは先ほどの2月21日の議員懇談会で担当課長の方から詳しく説明した内容ですけれども、あえて申し上げますと、多くの市民から利用していただけるような温泉を使った公衆浴場を建設したいとこのことでございます。そのため今年の平成18年1月17日に、温泉施設の経営等を目的とするところの株式会社グリーンクアパークが設立されております。

建物につきましては、本年の4月に着工し、9月に完成、10月から営業を開始する予定だと聞いております。構造は、鉄骨づくりの一部2階建て、総面積は約1,800平米となっております。市の源泉と、自社で新たに掘削する源泉の2種類の温泉を楽しむことができるということなので、露天風呂や2種類のサウナもつくられると聞いておるところでございます。その他の施設としてはレストランやら、あるいは物販やら休憩所も併設される予定という、これも聞いております。

それから、これが分湯されたというようなことで、分湯計画についてもいろいろあると思いますが、市の源泉からの分湯計画というものは、市民浴場に現在毎分400リットル使っております。それから、シンフォニーアネックスに100リットル供給しております。それから、新たに建設される今申しあげた公衆浴場に300リットルと。それから、県と温泉組合の足湯及びロードヒーティングで100リットル使っております。その他今後の事業者用として100リットルが計画されておると、こういうことでございます。

次に、機構改革についての問題がございました。

御案内のように組織の見直しといたしまして、18年4月1日から現在の26課等を19課等に再編するものでございます。新たに室を設けることにつきましては、先月21日の議員懇談会におきまして担当課長が説明したところでございます。室は、現在本市が有するところの重要課題について、課全体の総合的な推進の中におきましても責任ある体制で事務を執行し、施策の着実な推進を図ると。そして、住民サービスの向上を図るということで臨時的に置くものでありまして、総合政策課に財務室、行財政改革推進室、それから企業立地推進室を置くわけでございますし、建設課には都市整備室を、学校教育課には指導推進室の計五つの室を置くこと、御案内のとおりでございます。

総合政策課は、未来への投資の企画や行財政改革を財政と一体となっていく必要があると、統合を行ったものですが、歳入が減少する中、社会保障費が増大し、公債費がピークの時期を迎えるという厳しい状況において、いかに財政のかじ取りを行うかが非常に重要な課題でございます。施策の総合的な推進を図りつつも、財政事務を責任ある体制の中で執行させるために財務室を置くものでございます。

それから、行財政改革推進室は、昨年策定しました行財政改革大綱と、その実施計画に基づきまして行財政改革を着実に進めるために設置するものでございます。

それから、企業立地推進室は、現在これまでの誘致活動がいよいよ実を結ばんとしている時期であり、これまで培ってきた人的なつながりなども踏まえ、専門的な体制で取り組み、工業団地やチェリークア・パークへの企業誘致を実現するため設置するものであります。

それから、都市整備室は、木の下土地区画整理事業やまちづくり交付金事業、柴橋日田線整備事業、最上川寒河江緑地整備事業などの重要事業を着実に進めるため設置するものでございます。

それから、指導推進室でございますが、これは第5次振興計画において施策の大綱の一つとして、21世紀を担う人材の育成を掲げておりまして、学校教育の場での人づくりを県から派遣いただいております。指導主事の先生を中心に、責任ある体制の中で進めるため設置するものでございます。

このように五つの室は、いずれも本市の重要課題を担うものでありますので、室長には課長職を配置するとともに、主幹と異なり議会に出席させ、重要課題について説明する体制を考えているところでございます。

それから、室を設けることは時代に逆行するんでないかというような質問もありました。

行財政改革として組織の見直しを行うのは、大綱に記載しておりますように、施策の総合的な推進と新たな行政課題に対応するため、類似関連業務を実施している部署の統合を行おうとするものでございます。今申しあげましたように、室の設置は施策の総合的な推進の中において当面の主要課題を着実に推進し、住民サービスの向上を目指すものであります。

組織の見直しは、課等を削減することが目的ではなく、住民ニーズの多様化、高度化により、的確に、しかも効率的に対応できる体制を整備し、住民サービスの向上を図ることが目的でありますので、室の設置をすることが行財政改革に逆行するなどということは考えておりませんし、当面の重要課題を推進するためには必要な措置であると考えているものでございます。このことについては市民からも理解され、支持されるものと思っております。

以上でございます。

○新宮征一議長 川越孝男議員。

○川越孝男議員 1問目に対する答弁をいただきましたので、さらに深め合うために、冒頭申しあげましたように、今日の状況をとらえてどうあるべきなのかという観点から、2問目に入らせていただきたいと思います。

それで、アスベストの関係でありますけれども、市民文化会館、これ天井の吹きつけ材の中にアスベストが含まれているんだそうでありますけれども、ハウドクターやまがたの方にもいろいろ私勉強のためにお尋ねをしました。そうしますというと、市庁舎もそうであったわけでありまして、天井の吹きつけ材、これは絶対飛散しないということはないんだそうです。気中濃度測定で出なかったとしても、たまたま出なかったというふうに見るべきだということなことであります。従って、市庁舎、もちろんこの議場もあったわけですから、議場は封じ込めやっています。すべての階の市庁舎は囲い込みをやっています。

そして、前に市長は、囲い込みなり封じ込めを市庁舎でやっているから、それで効果が出ていますというふうにも答弁されているんです。そして、昨年9月1日調査したそうでありまして、当然暖房機や冷房なども含む空調機能が作動中と休止中でも違った結果が出ますよというふうなことであります。従って、9月1日測定したのは何時ごろで、そのサンプリングをとったのは何時ごろで、そしてそれ以前3日間の会館の使用状況を教えていただきたいと思います。

そして、方法にはこれまでも当局で答えていますけれども、一つは除去、囲い込み、封じ込めの三つの方法があるそうでありまして、今公共施設は除去が基本だそうです。その理由は、囲い込みや封じ込めやっても、後で解体の段階、施設はもう永久にというふうなものでなくて、解体をしなければならぬ。そのときに大変なお金がかかるといふことで、除去というふうなことが基本になっているそうです。しかし、財政状況や何かがあって、あるいは構造上の問題もあり、さまざまな方法を選択するそうでありまして、こういうふうなことであります。従って、この点についてまずお聞かせをいただきたいと思います。

それから、市庁舎の耐震診断の関係でありますけれども、今もありましたように、県の耐震調査判定会議というふうに当局で前に答えていますので、それで申しあげますけれども、昨年1月17日に、県の建築設計事務所協会の会議室でお聞きをしてきたんだそうでありまして、だれがどういう立場で、何を基本に設計図とか、さまざまなものを持って行って見ていただいたんだというふうに思いますけれども、だれがどういう立場で何をもとにして、そういうやっても意味がないという結論に達することになったのか。これをまずお聞かせをいただきたいと思います。

先ほども市長からありましたけれども、昨年1月17日にそういうふうに県に行って、団体に見てもらった。その後昨年4月20日、山形県として各市町村の主幹課長会議をやっているそうです。県で。そして、その場で先ほど市長からあった県の山形県公共施設等耐震化基本指針というものが各市町村の担当者に渡されて、指導がなされたそうであります。

しかし、県としても極めて重要な問題だといふことで、主管課長会議だけでは何ともならないというふうなことで、それぞれの自治体の首長が本気になって取り組んでもらわなければ困るといふ、こういう判断のもとに17年5月11日、県内の全市町村の首長を対象にした防災講演会があったそうです。それぞれの自治体からは市長もしくは助役が出席されたそうであります。知事があいさつを

し、この担当は県の危機管理室が所管になっているそうでありますけれども、危機管理室長からも要請をし、東北大学の源栄教授の講演がなされたそうです。そしてまた、県のこの指針では耐震診断の優先順位も三つの観点から判断するべきだというふうなことであります。その一つは、公共施設の用途の分類。二つ目には、建築年。いつつくられたんだかということ。三つ目は、その建物の規模だそうです。

その最初の用途分類でありますけれども、もし災害時その施設はどういう役割を果たすのか。そういうふうなことで、市庁舎については市なり町村の庁舎については、当然災害を受けたときの中心になるところだということで、重要度係数も最大の1.5です。

それから、建築年、これは法改正された56年5月31日以前に建てたものは、古い方から公共施設はやりなさいというのですが、この市庁舎は41年3月30日着工で42年4月30日竣工です。もちろん今の法になる以前のものであります。

それから建築物の規模、対象としては2階以上、延べ面積で200平米以上が対象ですけれども、県のこの優先順位の中では、3階以上で延べ面積1,000平米以上は最優先すべきというふうになっています。寒河江の市庁舎は、ごらんのとおり4階建てで、延べ5,015平米であります。

従って、やっても意味がないというふうに相談された以降、県の方はもう市町村長を集めてまで、主管の担当者の会議だけでもだめだということでやっているわけでありましてけれども、これを受けて市長の考えはどうかお聞かせをいただきたいと思えます。

それから、チェリークア・パークの関係でありますけれども、この関係についてはさまざまなお尋ねをしなければならないことありますけれども、時間も限られていますので、また別の機会にも譲りたいというふうに思いますが、1点だけここでお聞かせをいただきたいと思えます。というのは、今寒河江市の新寒河江温泉、毎分1,000リッター上げているわけでありましてけれども、その計画先ほど示されました。

そこで、二つお尋ねします。一つは、土地を買っている滝の湯、それから王将、いちらく、これ返された部分ですけれども、この土地、それから中国パールの今回自動車学校になる土地、それからさがえ土地建物、チェリーランドさがえ、この升があるわけでありましてけれども、当初の計画では王将といちらくと、それから滝の湯と中国パール。中国パールの部分には毎分100リッター、あと王将、滝の湯、いちらくは50、50、50、3カ所は50でした。

それから、さがえ土地建物とチェリーランドは分湯計画がなかったわけでありましてけれども、この関係ひっくるめて先ほどの説明ですというと、100というふうなことあったわけでありまして、この点がどうなっているのか、今現在、教えていただきたいということが一つです。

それから、一龍に対して300リッターの分湯をして、750リッター使う計画だそうですけれども、新たな温泉が県の認可を得れば掘削なると思えます。そして、例えば750以上揚湯できるというふうになった場合に、寒河江市の今は300もらうことになっているけれども、そいつも「もう要らない」ということがあり得るのかどうか。

そうしたときに、寒河江市のあの新寒河江温泉の毎分1,000リッター、あるいは1,500まで大丈夫、1,200までも揚湯試験の結果大丈夫。だけれども、申請はとりあえず1,000リッターを使うというふうな形で今許可得ているわけでありましてけれども、その辺の関係でそこが皆返されてきたりなんかした場合に、大変困ったことになるのではないかなというふうに思いますが、この2点だけチェリ

ークア・パーク関係の源泉をめぐってお聞かせをいただきたいと思います。

それから、機構改革の関係でありますけれども、私は行革委員もしました。従って、課を減らすだけでなく、係や何かもどういうふうになるのかというふうなことも出してほしいと言ったんですが、その時点では出なかったんです。まず、それはいいです。

それで、この間の10年間のやつを管理職と課の関係をお聞きをしました。平成8年度から17年度まで言っていきますと、8年が24、そして管理職の数が29、5名多いんです。平成9年が25の課に対して28、3名多い。10年が25名に対して27名、2名多い。11年が24の課に対して27名、3名多い。12年が24名に対して31名の管理職。7名がオーバー、13年が24名に対して31名、7名オーバー。14年が24名に対して34名、10名オーバー。15年が25名に対して36名の11名オーバー。16年が25名に対して37名の12名オーバー。17年が26に対して40名の14名オーバーというふうな形でありましたけれども、これ年々12年度以降などずっとふえてきたわけです。

それで、お尋ねしたいのは各年度の、この数は派遣の分は見えていないということと、それから行政職のみだというふうなことで当局の方からいただいた数字でありますけれども、3月定年退職をされた後、4月1日からというような形になっているんだというふうに思いますけれども、その退職の数と管理職の昇任発令した数、これを8年度から17年度まで教えていただきたいというのが一つです。

それから、二つ目、今回18年度に課を減らしますけれども、室を設けるわけです。従って、この3月の定年退職の管理職の数あるいは欠員もあるわけですが、そういうので減る部分と、また新たに管理職を任用するなどという考えがあるのかどうなのか、この点をお聞かせをいただいて2問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 何点が再質問いただいたわけでございますけれども、アスベストの市民文化会館のことでございますけれども、これまでも飛散調査をやっておるわけでございますし、これからも事細かに調査というようなものを続けていきたいと、このように思っております。健康上の安全安心というものを守る上で支障のないようなことに、かかわりのないような状況になっているかというようなことをつぶさに調査してまいりたいと、このように思っております。

保育所や学校と違いまして、補助制度というのがここはないわけございまして、そういう面からいきますと、財政的な負担というようなものも非常に伴うというような事情もないわけではございません。そんなこといろいろ考えて、それから十分調査しまして、継続しながらそういう期間といいますが、状態になるようなことがありますれば、またその時点で十分考えていかななくてはならないと、このように思っております。

それから、市の庁舎でございますけれども、やっぱりこれは御案内のように一般の建物と構造は全く違うという質のものでございまして、ですから支柱というようなものも用法があって、それにクレーンといいますか、鋼鉄線をつないでいるというような建物でございますので、今の耐震化調査というものからいきますと、非常に難しいといいますが、普通の耐震化調査では不可能と言っていいほどの建物だなというようなことが言われるわけございまして、ですからこそ建設当時からいろいろな面からの先ほど申しあげたような調査を継続しておるわけでございます。

それで、御質問のだれがどのようなことで行ったかというようなことにつきましては、担当の方から申しあげたいと思っております。

それで、市庁舎の耐震の状況というものを、庁舎というものをもっていくためには、やっぱり荷重といいますが、負担にならないような状態に置かなくちゃならないと、かように思っておるわけでございますので、そういう意味ではいわゆる普通の書類というようなものをずっと使わないような書類ならば、これは別の倉庫に預けるとか、あるいは窓際から外すとか、そういう対応というものをして安全を確保してまいりたいと、このように思っております。

それから、管理職員等の話がございましてけれども、これまで主幹制度という管理職員を設けてきたわけございまして、これにつきましてはやっぱりそれ相応の年齢に達した場合で優秀な者、そしてまた責任のあるところの部署というものを預けていくというような面。そしてまた、士気を鼓舞すると、こういう人事管理上の配慮から主幹というものも置いたわけございまして、今度室というものをまた置くわけでございますけれども、これまでも室というものがなかったわけではございませんで、それで室というものを先ほど申しあげたような考え方から配置するというところでございます。

そんなことで、今後主幹等をふやすのか、あるいはどうかというような御質問もございましたけれども、これはこれからの人事作業の中で十分必要性なり、あるいは先ほど申しあげた理由というものを考慮しながら考えていきたいと、このように思っております。

そのほか数字的に、どうのこうのという話がございましたけれども、それらについては担当の方から申しあげたいと思っております。

○新宮征一議長 財政課長。

○秋場 元財政課長 アスベストについてお答えいたします。気中アスベストの濃度調査時点における、市民文化会館の使用状況について御質問がありました。お答えいたします。

8月27日には、午前10時から高校、それから中学校の練習会、さらに民舞のリハーサル、そういったことで夜の10時まで使っております。次の日の28日については、朝の9時から夕方の5時まで、今申しあげた民舞の発表会がありまして、一日使っております。29、30日は使用しておりません。31日につきましては、午後の6時から夜の10時まで高校の演劇部の練習で使っております。気中調査を実施しました9月1日でございますが、午後の1時から夜の10時まで高校の文化祭のリハーサルで使っております。

それで、気中調査を実施した時間でありますが、午前10時30分から午後2時30分までの4時間でございます。

それから、耐震診断判定委員会の件でございますが、平成17年1月17日の委員会に諮ったということで御質問もあったわけでございますが、その日に社団法人の山形県建築設計事務所協会の会議室で行われておりまして、市内の建築事務所の建築士を通じて伺っております。前もってお願いしておきまして、その委員会の案件と案件の間に時間をとってもらって伺ったところでございます。資料としては、この市庁舎の概略の設計図、それから断面図、そういった建物の概要がわかる図面を持参して伺っておるところでございます。

○新宮征一議長 行財政改革推進課長。

○菅野英行行財政改革推進課長 平成8年度以降の管理職の退職者数と、その翌年度の昇任者数の数でありますけども、平成8年度退職者4名、9年度の昇任者3名でございます。平成9年度、退職者1に対して昇任者ゼロ、平成10年度退職者2名、昇任者2名、平成11年度、退職者2名、昇任者5名、平成12年度、退職者1名、昇任者1名、平成13年度、退職者2名、昇任者5名、平成14年度、退職者1名、昇任者3名、平成15年度、退職者4名、昇任者5名、平成16年度、退職者2名で昇任者が5名であります。

なお、平成17年度の退職者につきましては、広域等除きまして、欠員も含めまして6名というふうな予定になってございます。

○新宮征一議長 地域振興課長。

○尾形清一地域振興課長 今後の温泉の配湯計画について、どのようになるのかということについてお答え申し上げます。

現在は、県の温泉審議会より1,000リッターの許可を受けておりますので、その配湯計画の中で今後事業展開される方と相談をしていきたいと考えております。

それから、もう一点でありますけども、新たに温泉施設を行う事業者が温泉を掘削し、800リッター以上のお湯が出た場合に、市の源泉は使わなくなるのではないかという御質問でありますけれども、温泉掘削申請の際の同意書の中で、市の源泉300リッターを使う条件を付して同意をしておりますので、問題はないと思っています。

○新宮征一議長 川越孝男議員。

○川越孝男議員 議長、やっぱり前よりも30分一般質問の時間少なくなっていますので、事前に打ち合わせもしていますし、1問目で答えたやつなどとダブらないように、当局の方でもぜひお願いをしたいということをこの場でも申しあげておきたいと思います。

それで、今の答弁の後ろの方からちょっと確認の意味でお尋ねをしたいんですが、これから開発の部分はさらに協議をしてというふうなことですけれども、最初から、その土地に分譲した段階からお湯のついていなかったさがえ土地建物とか、チェリーランドさがえなどについては、もうなしと。それはないんだというふうなことで、いちらくなり王将に分譲した土地や滝の湯などでは協議をしていくと、こういうふうな理解でいいのかとかだけ、まずこの関係では再度確認のためにお聞かせをいただきたいと思います。

それから、庁舎の耐震の関係でありますけれども、県の先ほど市長から言われたように、この指導出ているんです。そして、県自体は極めてこれは地震起きた場合に、もう防災とか何かではなくて、減災をこれからやっていかなければと想定して、そうしたときにそういうような対策を自治体が、あるいは行政がやる際の庁舎なんていうのは、一番大事なところだというふうなことでなっています。

先ほど、市長からもみじくもあったように、学校優先していると。それは、国の方からの補助もあるというふうなこと。それ以外のやつなどは.....間違った。アスベストの方でした、今の関係は。補助の関係は、アスベストの方ですけれども、耐震の関係は補助の関係もあります。従って、市長、やっぱり銭ないから、やらないで調査をしていると。調査で問題出たから、その時点でアスベストも耐震もやるというのではだめだと思います。従って、限りある財政の中で市が本来しなければならないもの、あるいは民間団体にやってもらえる事業、こういうものを取捨選択することが今極めて重要だと思うんです。そうしたときに市の施設のアスベスト問題とか耐震調査というのは、民間にやってもらえる問題でないんです。

従って、私は今ここでは答弁など要りませんが、これまで再三にわたって提起をしています。最上川緑地公園のカヌー場なんて本当に見直しでもしなけりゃならない課題なんだから。財政的にこれだけ逼迫しているのだとすれば、あるいは花咲かフェアINさがえだって、もう少し金をかけないで民間から出してもらおうようなことも考えていかなければならない時代なのではないかということも提案しているんで、ぜひ市長が行ったのか、助役が行ったのかわかりませんが、防災講演会行って、知事やあるいは県の危機管理室長から、あるいは東北大学の源栄先生からお話を受けて、今なお調査が難しいから、しなくていいのだといっているのかどうなのか、この点について再度お尋ねをしたいと思います。やっぱり私は調査に入るべきだということを強く提言しながら、市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

- 新宮征一議長 佐藤市長。残り時間が約2分となっておりますので、簡潔にお願いします。
- 佐藤誠六市長 十分飛散の状況調査して、飛散の状況がなければ健康に支障がないという意見とありますが、考え方があるわけですので、十分調査していくということと、それからもう一つにはやっぱり国の動向というものがそういう方向に向いておりますし、補助制度というようなものもそういう方向に向いておりますので、いずれ市民会館というような分野につきましても、そういう財政援助というようなものがあるならば、それをうまく使って対応するというのが、やっぱり市の財政の運用という面でのベターな方法じゃなかろうかなと、このように思っておりますのでございます。

平成18年3月第1回定例会

○新宮征一議長 地域振興課長。

○尾形清一地域振興課長 クア・パークの温泉の配湯につきましては、先ほども申しあげましたけれども、それぞれの事業者の事業内容が固まった段階で相談をしていきたいと考えております。

○新宮征一議長 川越孝男議員。

○川越孝男議員 防災講演会には、首長というふうなことで県内市町村長を集めたそうですけれども、寒河江ではどなたが行ったんですか。

そして、その講演を聞いて、あるいは知事や危機管理室長の要請を受けて、どのように受けとめているのかお聞かせをいただきたいと思います。答弁漏れなんです、さっきもその部分。(終了の合図)

○新宮征一議長 ただいまの件に関して答弁求めます。(「答弁漏れなんだ。2問目でもそれは言っている」「何遍も同じのやっているわけだから、答弁漏れだよ」「さっきは教育委員長だって答えているわけだから」「簡単に言ったらいい」の声あり)

平成18年3月第1回定例会

散 会 午後2時45分

○新宮征一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。